

平成 2 8 年 第 4 回

千 早 赤 阪 村 議 会 定 例 会  
会 議 録

平成 2 8 年 1 2 月 6 日 開会

1 5 日間

平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成28年第4回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

平成28年12月6日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 井上昭司

2番 関口ほづみ

3番 徳丸幸夫

4番 浅野利夫

5番 清井浩

6番 田中博治

7番 山形研介

4. 欠席議員

なし

5. 署名議員

4番 浅野利夫

5番 清井浩

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 松村典英 主査 井ノ本純一

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長 松本昌親 副村長 清水秀都

教育長 矢倉龍男 人事財政課長 菊井佳宏

理事 高橋昭二 会計管理者兼  
総務課長 中野光二

住民課長 池西昌夫 健康福祉課長 和田博幸

健康福祉課参事 西口美和 観光・産業振興課長 森田洋文

施設整備課長 赤阪秀樹 理事 西川浩和

理事 松本賢一 教育課長 北浦秀明

教育課参事 近藤和浩

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第4 議案第72号 固定資産評価員の選任について

日程第5 議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第 6 議案第 7 4 号 専決処分（千早赤阪村国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 7 5 号 千早赤阪村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例制定について
- 日程第 8 議案第 7 6 号 千早赤阪村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 7 7 号 職員の退職手当に関する条例の改正について
- 日程第 10 議案第 7 8 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について
- 日程第 11 議案第 7 9 号 特別職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 12 議案第 8 0 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 13 議案第 8 1 号 村債管理基金条例の改正について
- 日程第 14 議案第 8 2 号 千早赤阪村税条例等の改正について
- 日程第 15 議案第 8 3 号 千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の改正について
- 日程第 16 議案第 8 4 号 千早赤阪村消防団条例の改正について
- 日程第 17 議案第 8 5 号 平成 28 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 18 議案第 8 6 号 平成 28 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 19 議案第 8 7 号 平成 28 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 20 議案第 8 8 号 平成 28 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 21 議案第 8 9 号 平成 28 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 22 議案第 9 0 号 平成 28 年度千早赤阪村水道事業会計補正予算（第 2 号）について

午前9時59分 開会

○井上議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成28年第4回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より挨拶がございます。

○松本村長 皆さんおはようございます。

本年度、28年度最後の議会でございますが、私どもまた庁舎の建設その他でこれから皆さんのお知恵をかりながら進めていきたいと思っております。ぜひ、皆さんのお知恵を拝借いただきながら、よりよい村づくりに頑張りますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○井上議長 次に、11月29日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

清井議会運営委員長。

○清井議会運営委員長 去る11月29日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり、諮問第1号と議案第72号から議案第90号までの20議案でございます。

審議方法につきましては、諮問第1号と議案第72号から議案第74号は、1議案ごとに本会議において審議することに決しております。

議案第75号から議案第90号の16議案は、村長の提案理由及び総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日12月6日から20日までの15日間と決しておりますので、あわせて御報告申し上げます。

以上でございます。

○井上議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○井上議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番浅野議員、5番清井議員を指名いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月6日から20日までの15日間といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日12月6日から20日までの15日間と決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第3、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 今回諮問させていただきますのは、平成29年6月30日で任期満了となります人権擁護委員の候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

田中鈴代氏は平成14年2月に委嘱を受けられ、5期15年間人権擁護委員として公正中立な立場をもって人権擁護活動に取り組んでいただいております。また、平成28年10月には長年にわたる顕著な功績が認められ、法務大臣表彰を受賞されました。よって、人格識見なども高く、引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより諮問第1号に対する討論に入ります。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本件に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は適任と認めることに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本件は適任と認めることに決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第4、議案第72号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第72号は、固定資産評価員の選任についてでございます。

地方税法第404条の規定に基づき、市町村長の指揮を受け固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の設定を補助するため、固定資産評価員を設置しております。今まで、固定資産評価員には中津原地区の尾崎安次氏にお願いしておりましたが、平成28年10月31日で辞任を申し出られましたので、その後、固定資産評価員として森屋地区の川口充弘氏を選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

川口充弘氏は、昭和46年4月に村役場に奉職、税務課職員として税務業務に従事、平成13年より建設課参事、税務課長、総務課長などを歴任し、固定資産の評価に関する知識及び経験を十分にお持ちの方でございます。私といたしましては、川口充弘氏が固定資産評価員として最適任者であると考え選任いたしたく、同意をお願いするものでございます。

どうか、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 この際お尋ねしますけれども、固定資産の評価員の委員さんが委員会を年間どれぐらい開催されているのか、この際お尋ねしたいと思います。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 この固定資産評価員につきましては、3月末の年1回開催で評価額の決定をしてもらっておるということでございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第72号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第72号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第72号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第72号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

しばらくお待ち願います。

ただいま固定資産評価員として議会で同意されました川口充弘氏にお越しいただいておりますので、一言御挨拶を願います。

○川口充弘 おはようございます。

固定資産評価員に選定されました川口充弘でございます。

これからは、税務職員の方々からいろいろ教えてもらいながら、微力ではありますが、精いっぱい努めてさせていただきたいと思っておりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。(拍手)

○井上議長 ありがとうございます。

~~~~~

○井上議長 議事日程第5、議案第73号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第73号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たり議会の同意をお願いするものでございます。

委員の定員は3名で、任期は3年でございます。3名の委員うち、今回南本斉委員が平成29年1月17日をもって任期満了となりますが、引き続き委員をお願い申し上げます。

再任でございますので御承知と思いますが、南本斉氏は当村において千早銘木を設立され、木材、新建材の販売また不動産取引も手がけておられ、土地、建物関係の知識も豊富でございます。人柄も温厚で人格高潔なお方でございますので、私といたしましては固定資産評価審査委員会委員に最適任であると考えますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、同意いただければ、任期は平成29年1月18日から平成32年1月17日までの3年間でございます。よろしくお願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 先ほど固定資産評価員として任命されました川口さん、評価委員と今回審査委員ということで、審査委員との違いといいますか、ずっと行ってましたら同じなんかなと行ってしまいがちなんですが、先ほどの評価委員さんについては3月末日に1回開催されると。審査委員につきましては、その辺はどういうぐあいになってるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 先ほどの川口氏の件につきましては、評価する側でございまして、今回は評価審査委員会ということでございまして、その評価された価格、固定資産税の土地価格の評価額に対して、住民の方からのいろいろ申し出があった場合に審査する機関でございますので、そういう審査申し出があったときに開催というような形でさせてもっております。そして、固定資産税評価審査委員さんの研修とかは必要に応じてやるとするようところでございますが、実際には審査申し出があったときに開催するというので、ちなみに去年でしたら昨年1件ありました、というような状況でございます。よろしくお願いいたします。

○井上議長 ほかにございませんか。

関口議員。



○関口議員 不服審査とかそういうのがなければ、この審査委員会は開催なし、それと戻って申しわけないですが、評価委員というのは村の固定資産の評価が妥当なんか、年1回にそれを開いてそれで済みとするのか、どこの市町村もそういう状況なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。形式的なものに終わってるのか。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 固定資産の評価員につきましては、課税の時期にその評価が適切かどうかというのを判断していただいて、確認をしていっているということで、年1回しております。ほかの市町村の事例はちょっと確認しておりませんので、多分同じような形式でやっておるというふうには思っておりますけども。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第73号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第73号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第73号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第73号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第6、議案第74号専決処分(千早赤阪村国民健康保険診療所条例

の一部を改正する条例)の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第74号は、平成28年11月2日付で専決処分いたしました千早赤阪村国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

村国民健康保険診療所の指定管理者である医療法人やすらぎ会が、平成29年3月末で契約期間が満了となりますが、医師の高齢化、新たな医師の確保が困難であることから、指定管理の継続は辞退したいとの申し出がありました。

このようなことから、早急に新たな指定管理者を指定する必要性が生じたため、緊急避難的に公募以外でも指定できるよう本条例を改正、専決処分させていただいたものでございます。またあわせて、使用料、手数料及び利用料金について改正させていただきました。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を和田健康福祉課長。

○和田健康福祉課長 それでは、改正内容について御説明させていただきます。

新旧対照表をごらんください。

まず、1ページ目の第5条指定管理者の公募でございますが、先ほど村長の提案理由にもありましたように、早急に新たに指定管理者を指定する必要性が生じたため、緊急避難的に公募以外でも指定できるよう改正を行ったものでございます。

第6条は、指定管理者の指定の申請について新たに条を設けました。

第7条は、条ずれによる改正及び、第3項で村長が指定管理者の指定をしようとするときは、千早赤阪村指定管理者選定委員会の意見を聞かなければならない旨改正いたしております。

次のページをお開きください。

第8条から第12条は、条ずれによる改正でございます。

第13条第1項は、指定管理者が使用料を徴収できる旨の改正、第2項は使用料の算定方法の規定に改正いたしております。

次のページをお開きください。

第14条は、手数料の徴収について新たに条を設けました。この手数料につきましては、現行の手数料の額にあわせて今回改正いたしましたものでございまして、これまで実情に合った条例改正ができておりませんでした。大変申しわけありませんでした。

第15条は、条ずれによる改正及び利用料金について改正を行いました。第3項では、利用料金の額は村長の承認を得なければならない旨の規定を設けました。

第16条は、字句の改正で、使用料及び手数料を利用料金に改めました。

第17条から第19条は、条ずれによる改正でございます。

次のページをお開きください。附則でございます。

附則第1項といたしまして、この条例は平成28年11月2日から施行する。附則第2項は、関係条例の改正でございます。千早赤阪村附属機関に関する条例第1条第1項第1号の表に千早赤阪村指定管理者選定委員会を加えるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田中議員。

○田中議員 ちょっとお聞きします。

先月の11月1日には第3回の臨時議会が招集されたわけですが、この専決処分を見ますと11月2日となっております。本件は、緊急性はあるとの説明は重々いただいておりますが、わずか1日違いということで専決されておりますけど、その点がどうもはっきりいたしませんので、そのわけを教えてください。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 11月1日の臨時議会に上程できなかった理由ということでございますけども、一応今回の件につきましては、やすらぎ会さんとの協議また話し合い、それからまた大阪府への医師派遣の要望など種々調整をいたしてございまして、かなり時間を要しまして、11月1日の臨時議会には間に合いませんでした。村といたしまして、診療所担当課といたしましても、医療を切れ目なく引き継ぐ必要があるために、今回申しわけありませんが、専決に条例を改正させていただいたところでございます。

また、公布日が11月2日ということでございますけれども、事務手続上の関係により11月2日とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 ちょっと教えてください。

植田診療所は指定管理が外れるということになれば、その取り扱いというのは今後どういうふうになるのか、ちょっと教えてください。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 一応、植田診療所が辞退されるということになりますので、今回条例改正もさせていただいて、とりあえず新たな指定管理者のほうを、また候補者として選定する必要がございます。今回専決にさせていただいて、公募以外ということにもなりますので、1団体でもやっていただければ、条件もありますけども、そちらのほうでやっていただくというような手続を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 最後ですけど、もう一つ教えてください。

この千早赤阪村がこの指定管理がなくなって、今植田診療所の取り扱いを聞いたんですけど、無医村になるという考えは捨てたほうがいいですかね、無医村という言葉は当てはまらないですかね。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 先ほども申しましたように、診療所はやはり村の診療所ということで、当然診療所がなくなるということは、無医村にはなってしまうことはどうしてもこちらも避けたいということですので、医療を切れ目なく引き継ぐということで、また新たな指定管理者を選定するというので、今作業を進めておるところでございます。

以上でございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 やすらぎ会が辞退されたということで、3月31日で終わり。そして、新たなこちらが指定する医療機関が切れ目なくというか、4月1日から受けていただけるというその見通しとして、この村の診療所がずっと村民の医療機関として存在できるのかどうかという、その辺の見通しはもうもちろんいただけてると思いますけれども、3月31日でやすらぎ会がやめる、新たな管理者がすぐ引き継いでもらえるという、大阪府とも協議をさせていただいておりますが、改めてその辺の計画、予定をお伺いします。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 一応、3月31日でやすらぎ会が辞退されるということで、今1団体、ちょっと指定管理のほうの申請がございまして、今種々手続のほうを進めておまして、4月1日から新たな指定管理とということでやっていただけるように、今調整をしておるところでございます。

以上でございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 小吹台のほうにつきましては、植田診療所が引き続いてやってもらいますけ

れども、下のほうの人、また千早地区のほうから来ていただいている患者さんにとっては、それこそ切れ目なく診療所があることを祈っておりますので、そうしていただけるようにお願いします。

それから、改正の14条ですけれども、診断書などの手数料ですけれども、これは実際には改正後の手数料を現在も徴収してたということによろしいのでしょうか。単なる条例を変えるのを忘れてたというか、手続してなかったというだけのことなのか、再度確認させていただきます。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 御指摘のとおり、実際に手数料は今改正させていただいた金額で徴収されてるということでございます。こちらの条例改正ができてなかったということで、大変申しわけございませんでした。

ほかにございませんか。

浅野議員。

○浅野議員 また病院にこだわって済みません、手数料の話です。

診断書が5,400円とか死亡診断書3,240円、これは富田林医師会として統一されたもんですよね。こんな根拠とかそういうのはあるんですか、それだけです。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 これは、医師会等の統一ではなく、個々それぞれの医療機関のほうの手数料という形になると思っております。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 じゃあ、個々に決められるということですよ。

それともう一つ、今各医療機関でも、初めて受診しますと特に割高の、何か紹介状があれば少なくなるんですけど、そんな感じで。一見でぽんと行ったら高くつく、取られるというんですか、払わされる医療機関があるんですよね。紹介状を書いてもらったら、そのときのお金は要らないんですか、ここには書いてないんですけれど。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 一応、こちらに書かせてもらってるのは必要最小限の部分で、あと4号でその他ということで、その都度額は定めるということで、細かく言えば、かなりの種類の診断証票とか、そういうのがありますので、それはまたその他ということの中を含めさせていただいてるということで解釈いただけたらと思います。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 じゃあその都度、今度地域経済医療機関の方が決められたら、別にそれでオ

一ヶーということでもいいわけですね。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 一応、そのように解釈しております。

○井上議長 ほかにございませんか。

徳丸議員。

○徳丸議員 やすらぎ会の指定管理からのくということですが、後任は見込みがあるのかどうか、予定、計画どおり診療所をやっていただける団体が決まりそうなのかどうか、ちょっとその点をお聞かせいただきたいと思います。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 先ほども御答弁申しましたように、一応1団体申請がございますので、今作業調整を進めてる中で、4月1日からやっていただけるようには考えております。

以上でございます。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 そうしますと、植田診療所もあり、村の診療所もあると。2カ所になりますよね。言うたら、人口が少ない割に医療機関が2つあるということで、その辺の矛盾が今後出てくるんじゃないかなと思うんですけど、その見通しはどう考えてますか。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 おっしゃるとおり、植田診療所、民間の診療所が1つ残ります。国保診療所が保健センターと奥千早に1カ所ということで、3カ所になるんですけども、一応こちらのほうとしましても、診療所自体はなくすわけには当然いかないと。診療所に診察されてる方もおられますので、こちらとしてはなくすわけにはいかないというふうを考えておりますので、その部分については患者さん、住民の方がどちらに行かれるかというのは、もう患者さん、住民の方の御判断になると思いますけども、診療所としては民間と公営があるということがございますけども、それはこちらとしてはもう仕方がないかなという形で考えております。診療所自体は、なくすわけにはいきませんので、一応4月から新たな指定管理者の方で継続してやっていくという考えは変わっておりませんので。

以上でございます。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 問題は、要するに今の医療体制が後退しないようにしてほしいということなんです。植田診療所もあり千早診療所、それから村の診療所は村立ですけども、医療機関としての後退がないようにやっぱりしてほしいと要望しておきます。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第74号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第74号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第74号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第74号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第7、議案第75号千早赤阪村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例制定について及び議事日程第8、議案第76号千早赤阪村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 ただいま一括上程されました議案第75号及び議案第76号は、農業委員会等に関する法律の改正により農業委員の公選制が廃止され、村長が選任し議会の同意を得て任命することに伴う委員等の定数条例制定や、それに伴う関係条例への改廃及び委員のうち認定農業者等を4分の1以上にすることについて、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより2議案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて2議案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第75号及び議案第76号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第9、議案第77号職員の退職手当に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第77号は、職員の退職手当に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、雇用保険法の改正により、失業給付の給付内容等が変更されることに伴い、関連する条文の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第77号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第10、議案第78号議会の議員報酬及び費用弁済等に関する条例の改正について及び議事日程第11、議案第79号特別職の職員の給与に関する条例の改正について及び議事日程第12、議案第80号一般職の職員の給与に関する条例の改正についての3議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第78号から議案第80号までは、議会の議員報酬及び費用弁済等に関する条例の一部改正、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、一般職の職員の給与



に関する条例の一部改正について、関連いたしますので一括して提案するものでございます。

これらの議案は、平成28年人事院勧告に基づき職員や特別職、議会議員の給与、手当について改正を行うものでございます。また、議会の議員報酬及び特別職の給与につきましては、特別職報酬等審議会の答申を受け、報酬及び給与の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 私たち議員についての報酬の改定も含まれておりますけれども、審議会から答申いただいておりますが、その中で5番目に議員報酬については平成8年から、それから村長等の特別職においては平成18年からそのままの状態だということを書かれておりますが、特別職については6年間このままであったと、議員については平成8年からそのままであったのかというのが、ちょっとこの文章ではわかりづらかったんですが、議員報酬については平成8年以降現在のままであるということかどうか、ちょっと確認したいんです。この間、一定臨時的に削減もしておりましたけれども、その辺ちょっとお尋ねしたいんですが。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 あくまでも、その3年間等減額してたのは、それはもう減額措置ということでございますので、あくまでも本則の条例、給与のほうは変えていないというような感じの表現になっております。また、ちょっと詳しい説明等につきましては、また総務民生常任委員会のほうでも御説明のほうはさせていただきます。

以上でございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 総括的な質問ではあるんですが、ちょっと私委員長でもありますので、申しわけありませんがお尋ねさせていただきます。

審査委員会では、議員について私たちもこのままでは若い人に要請できにくいというものもありますので、これは仕方ないと思うんですけれども、審議会の中では今問題になっております議員の政務調査費についてどうやとかという話は出ませんでしたか。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 特別職報酬審議会のほうは、開催3回させていただきます、当然政

務調査費のほうにつきましては、話の中では出ましたけど、あくまでも特別職報酬審議会なんで、政務調査費を上げるなり下げるなり、なくす、そういったことについての議論は一切出ませんでした。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 政務活動費でした。えらい濟いませぬ。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第80号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第13、議案第81号村債管理基金条例の改正についてを議題いたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第81号は、村債管理基金条例の一部改正についてでございます。

本議案は、基金設置の目的のため、必要があると認めるときは基金の全部または一部を処分することができるよう改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第81号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第14、議案第82号千早赤阪村税条例等の改正についてを議題いたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第82号は、千早赤阪村税条例等の一部改正についてでございます。

本議案は、平成28年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容については、軽自動車税における環境性能割の創設、グリーン化特例の延長、法人税割の税率の改正などでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第82号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第15、議案第83号千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第83号は、千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、し尿くみ取りに対する手数料の引き上げをお願いするものでございます。し尿くみ取り手数料につきましては、公共下水道の普及率が向上していることにより、し尿くみ取り世帯も年々減少傾向にあることから、今後も安定した事業を展開していくため引き上げをお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

徳丸議員。

○徳丸議員 1つお聞きしたいんですけども、太子、河南、千早赤阪の3者で検討した結果、こういう数字になったと。これは3町村同時ですけども、南清掃関係の市についてはどうなのか、わかれば教えてほしいんですけども。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 河南、太子、千早赤阪村につきましては、し尿のくみ取りは同額でござ

います。それで、南河内管内なんですけども、富田林市につきましては年間2回のくみ取りとか、その辺の制度が違いますので、金額も変わってきております。狭山市、河内長野市については資料を持ってませんので、金額のほうはわかりません。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 本村の場合、件数は何世帯ぐらいが対象になってるんですか。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 普通便槽で61です。人数にしましたら104人、無臭で47世帯で人数で95、簡易水洗で92世帯で、人数243でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 今後さらに減少する傾向にあると思います。要するに公共下水道が普及するようになって。その具体的な対処についてはどうなのか、改めてちょっと伺っておきます。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 村のし尿くみ取りにつきましては、現在公共下水のほうも皆さん接続していただけてますし、新築されますとほとんどが合併浄化槽というふうなことでされていきます。今後ますます人口も減ってきますし、くみ取り世帯も減ってきますので、その辺、村のし尿くみ取りしていただいております藤野興業と、その辺は料金につきましては今後相談していきながら、適正な金額で実施、頂戴していきたいと考えております。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第83号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第16、議案第84号千早赤阪村消防団条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第84号は、千早赤阪村消防団条例の一部を改正する条例でございます。

消防組織法の一部改正がなされたことによる引用条項の変更でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第84号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第17、議案第85号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第85号は、平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第7号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ1,960万7,000円を増額いたしまして、予算総額を32億7,865万9,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、人事院勧告に伴う人件費の増額や、特別職報酬等審議会の答申に基づく議員報酬及び特別職の給与改正などを補正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第85号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第18、議案第86号平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第86号は、平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)でございます。

事業勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ4,944万1,000円を追加いたしまして、予算総額を11億1,410万5,000円とするものでございます。

内容でございますが、歳出における一般被保険者療養給付費及び高額療養費等の増額を補正するものでございます。財源につきましては、国庫負担金及び国庫補助金、府補助金を充てるものでございます。

次に、直営診療所施設勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ100万円を増額いたしまして、予算総額を1,279万9,000円とするものでございます。

内容でございますが、千早診療所のトイレ改修等に係る費用を補正するものでございます。財源につきましては、一般会計繰入金を充当するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第86号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第19、議案第87号平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第87号は、平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ183万6,000円を追加いたしまして、予算総額を7億4,764万3,000円とするものでございます。

主な内容ですが、平成28年度実績見込みによる居宅介護サービス給付費から他の給付費への組み替えとその財源更正に介護保険法改正に伴うシステム改修費等による増額でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第87号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第20、議案第88号平成28年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第88号は、平成28年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ732万2,000円を増額いたしまして、予算総額を9,918万6,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、広域連合納付金の増額によるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第88号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第21、議案第89号平成28年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第89号は、平成28年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ4万6,000円を追加いたしまして、予算総額を2億6,094万2,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、下水道総務費の職員手当等4万6,000円を増額補正するものでございます。財源につきましては、一般会計繰入金を充てるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明とい

たします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第89号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第22、議案第90号平成28年度千早赤阪村水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第90号は、平成28年度千早赤阪村水道事業会計補正予算(第2号)についてでございます。

収益的支出につきましては、営業費用401万4,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、大阪広域水道企業団受水費と給与改定に伴う人件費の増額でございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第90号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により文教建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

どうも皆さん長時間御苦労さまでした。

午前11時03分 散会



平成28年第4回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

平成28年12月20日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 井上昭司 | 2番 | 関口ほづみ |
| 3番 | 徳丸幸夫 | 4番 | 浅野利夫  |
| 5番 | 清井浩  | 6番 | 田中博治  |
| 7番 | 山形研介 |    |       |

4. 欠席議員

なし

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 松村典英 主査 井ノ本純一

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

|           |      |                |      |
|-----------|------|----------------|------|
| 村長        | 松本昌親 | 副村長            | 清水秀都 |
| 教育長       | 矢倉龍男 | 人事財政課長         | 菊井佳宏 |
| 理事兼地域戦略室長 | 高橋昭二 | 会計管理者兼<br>総務課長 | 中野光二 |
| 住民課長      | 池西昌夫 | 健康福祉課長         | 和田博幸 |
| 健康福祉課参事   | 西口美和 | 観光・産業振興課長      | 森田洋文 |
| 施設整備課長    | 赤阪秀樹 | 理事             | 西川浩和 |
| 理事        | 松本賢一 | 教育課長           | 北浦秀明 |
| 教育課参事     | 近藤和浩 |                |      |

7. 議事日程

日程第 1 議案第75号 千早赤阪村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例制定について（委員長報告）

日程第 2 議案第76号 千早赤阪村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて（委員長報告）

日程第 3 議案第77号 職員の退職手当に関する条例の改正について（委員長報告）

- 日程第 4 議案第 78 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 79 号 特別職の職員の給与に関する条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 80 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 81 号 村債管理基金条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 82 号 千早赤阪村税条例等の改正について（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 83 号 千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 10 議案第 84 号 千早赤阪村消防団条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 11 議案第 85 号 平成 28 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 7 号）について（委員長報告）
- 日程第 12 議案第 86 号 平成 28 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について（委員長報告）
- 日程第 13 議案第 87 号 平成 28 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について（委員長報告）
- 日程第 14 議案第 88 号 平成 28 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について（委員長報告）
- 日程第 15 議案第 89 号 平成 28 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について（委員長報告）
- 日程第 16 議案第 90 号 平成 28 年度千早赤阪村水道事業会計補正予算（第 2 号）について（委員長報告）
- 日程第 17 議案第 91 号 平成 28 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 18 議案第 92 号 農地災害復旧事業の施行について
- 日程第 19 議案第 93 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- 日程第 20 議案第 94 号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書について
- 日程第 21 議案第 95 号 中学校「チャレンジテスト」廃止・撤回を求める意見書について

- 日程第 2 2 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 2 3 過疎地域自立促進特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 2 4 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 2 5 一般質問

午前10時00分 開議

○井上議長 皆さんおはようございます。

日程に入ります前に、清井議員と山形議員から議長の元に12月6日の議案第74号の質問で発言を取り消すとの申し出がありましたので、千早赤阪村会議規則第63条により議長において許可いたしましたので、御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成28年第4回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○井上議長 日程第1、議案第75号から日程第16、議案第90号までの16議案につきましては、12月6日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託いたしております。

まず、総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、議案第77号職員の退職手当に関する条例の改正について、議案第78号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について、議案第79号特別職の職員の給与に関する条例の改正について、議案第80号一般職の職員の給与に関する条例の改正について、議案第81号村債管理基金条例の改正について、議案第82号千早赤阪村税条例等の改正について、議案第83号千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の改正について、議案第84号千早赤阪村消防団条例の改正について、議案第85号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算（第7号）の総務民生所管分について、議案第86号平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第87号平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第88号平成28年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての12議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告を行います。

去る12月6日の本会議において付託を受けました議案12件の審査を行うため、12月8日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第77号職員の退職手当に関する条例の改正について審査の結果を報告いたします。

審議においては、今までに該当者があったのかとの問いに対し、まれに発生するが、今ではなかった。今後も発生しないと考えているとのことでした。

以上の審議の結果、全員異議なく、議案第77号は本会議において議案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について、議案第79号特別職の職員の給与に関する条例の改正について及び議案第80号一般職の職員の給与に関する条例の改正についての3議案を一括議題として審査を行いましたので、結果を報告いたします。

審議において、報酬審議会委員は5名で、本村各種団体代表者3名と民間金融機関代表者1名、行政に精通した元大阪府職員で村の外部評価委員の1名の計5名、審議会の開催回数が3回とのことであるが、回数が3回で妥当なのかとの問いに、回数に制限はないが、3回目で意見の統一ができたとのことでした。

以上の審議の結果、全員異議なく、議案第78号、議案第79号、議案第80号のいずれも本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第81号村債管理基金条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、国保会計の基金を一般会計の基金に移しかえることはできるのかとの問いに、一般会計の基金にかえることはできないということでした。

以上、審議の結果、全員異議なく、議案第81号は本会議において議案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号千早赤阪村税条例の改正について審査の結果を報告いたします。

28年度現在の村内軽自動車台数は、2,214台とのこと。軽自動車に環境性能割が創設されるが、従来との違いはどの問いに、自動車取得税が廃止になり新たに創設されたもので、内容はほぼ自動車取得税と変わらないが、燃費の基準達成値により課税、非課税パーセントは変わるが、当面の間、軽自動車税は2%を上限に考えられているとのこと。今後の税収は、制度は変わるが額的には変わらない。700万円ぐらいの見込みとのことでした。法人税の減少による見込み額は、税収で38.7%、額で780万円程度、消費税が10%になった時点で税率が9.7%から6%に減額になる。法人税が減額になっても、国の地方法人税が増額になり、地方に交付税の算定として入ってくるので、トータルとしては減税にならないとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第82号は本会議において原案どおり可決

すべきものと決しました。

次に、議案第83号千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の改正について審査の結果を報告いたします。

今回の料金改正は太子町も河南町も同額かとの問いに、富田林市、太子町、河南町と村で情報を共有し藤野興業と協議し、契約金額は3町村同額で、富田林市とは収集回数の違いなどで乖離しない金額とのことでした。今回の改正は下水道未接続との絡みで決まったものかとの問いに、収集経費増による改正とのことでした。対象者は、10月末で200棟、周知方法は3月広報に掲載と窓口でのチラシなど口頭でお知らせする。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第83号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号千早赤阪村消防団条例の改正についても、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第84号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算（第7号）についての総務民生所管分について審査の結果を報告いたします。

審議において、住民意識調査の対象者との問いに、庁舎等と子育て世代の意識調査で、庁舎関係のアンケートは15歳以上の個人が対象とのことでした。ちびっこ老人憩いの広場修繕費は、森屋のちびっこ老人憩いの広場の使っていない遊具等を撤去し、更地にして所有者に返すとのことでした。千早診療所のトイレ改修予算であるが、今後どうしていくのかとの問いに、診療所は老朽化しており、本来抜本的な対策が必要だが、これから指定管理を指定していく中、最低限トイレの改修が必要である。将来的には、今ストップしているビジターセンター構想をどうしていくのか、避難所、診療所をどうしていくのか、トータルで議論をしていくということでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第85号の総務民生所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について審査の結果を報告いたします。

コンビニ収納の実績と費用対効果はとの問いに、コンビニ収納の経費は1件当たり消費税込みで59.4円と、基本料金が1カ月税込み1万6,200円かかるが、4月から11月の実績で506件、月63件ほど滞納収納もふえており、費用対効果はあると思っている。医療費の増額補正は、前半の入院医療費の実績による増額補正とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第86号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）について審査の結果を報告いたします。

審議において、システム改修は健康福祉課内の村独自の介護保険システム改修である。費用が高いように思うが、考え方はとの問いに、努力するとのこと。介護保険は、第6期計画の折り返しを過ぎているが、ほぼ計画どおり進んでいるとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第87号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号平成28年度千早赤阪村後期高齢者特別会計補正予算（第1号）について慎重審議の結果、全員異議なく、議案第88号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたしますが、委員会審査における詳細内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思ます。

以上で委員長報告とさせていただきます。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第75号千早赤阪村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例制定について、議案第76号千早赤阪村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて、議案第85号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算（第7号）の文教建設所管分について、議案第89号平成28年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第90号平成28年度千早赤阪村水道事業会計補正予算（第2号）についての5議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

浅野委員長。

○浅野文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る12月6日の本会議において付託を受けました議案5件の審査を行うため、12月9日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催をいたしました。

初めに、議案第75号千早赤阪村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例制定について及び議案第76号千早赤阪村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについての2議案を一括議題として審査を行いましたので、結果を報告いたします。

審議においては、農業委員と推進委員の兼務はできないかとの問いに、今回の法改正により兼職ができないと期待されている。今までは、選挙による選出であったが、今後は法改正により、公選制から議会の同意を得て村長が任命するように変更になった。次回の平成29年7月20日からの新たな農業委員は、新法のもと任用していくことになるとのこと。今回の農業委員任命については、村内の農業団体、その他地域からの推薦をいただく方と公募で応募された方を選任し、議会の同意をいただき任命する。また、認定農業者が4分の1以上であることから、地域からの推薦に御考慮いただくようお願いしていくとのこと。新たに設けられた推進委員の仕事は、農業委員は農業委員会の議決に参加でき、推進委員はその権利がない。その他、今回法制化された農地利用の最適化の推進が義務づけられており、遊休農地の解消、新たな担い手へのつなぎ役と、農業委員と同様の役割がある。認定農業者は現在何名か、またこれに準ずる者とはどういう者なのかとの問いに、法律上の認定農業者は国版の認定農業者は15名で、準ずる者としては、大阪版の認定農業者で19名、合計34名、また準ずる者として、新たな認定農業者や法人で農業の分野に進出している役員が認められる。農地利用最適化の意味は、遊休農地の発生防止、解消、新規参入、担い手や農地中間管理機構への登録などを推進していくことなどとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第75号及び議案第76号の2議案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算（第7号）についての文教建設所管分について審査の結果を報告いたします。

審議において、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第85号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号平成28年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について審査の結果を報告いたします。

審議において、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第89号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号平成28年度千早赤阪村水道事業会計補正予算（第2号）について審査の結果を報告いたします。

受水時の増額理由はとの問いに、岩井谷浄水場の表流水の減少並びに豪雨による取水制限に伴う自己水の減少とのこと。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第90号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。



なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第75号千早赤阪村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第75号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第76号千早赤阪村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第76号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

これより議案第77号職員の退職手当に関する条例の改正についてに対する討論に入り

ます。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第77号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第78号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

関口議員。

○関口議員 議案第78号議会の議員及び費用弁償等に関する条例の改正について、日本共産党議員団を代表して意見を述べます。

議員報酬については、平成8年以降20年間現行報酬であります。この間、財政状況が厳しい中、議会費削減のため議員定数を7名に削減してきました。また、期限つきではありますが、議員報酬を23万6,000円にも減額してまいりました。今回、報酬審議会より答申を受け、議長34万円を35万円に、副議長32万円は据え置き、議員29万5,000円を30万円に引き上げるというもので、答申にもありますように、少ない議員数で今後も村の代表として活動し、若い世代が立候補できる環境づくりの重要性を鑑み、府下町村平均に近づけるということに異論はありません。

そこで、現在月額1万5,000円支給されております政務活動費について、1万円に減額することを検討するよう提案いたします。私どもは、政務活動費については目的に沿って積極的に活用し、議員活動の調査、報告、研修会の参加や予算要望書の作成などに活用し、必要な費用と考えております。

大阪府下町村では、政務調査費について2万円から5,000円とさまざま支給されて

いるところです。今後、この政務活動費の減額について、議員協議会や幹事長会で協議することを提案して意見いたします。

○井上議長 これより議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。

田中議員。

○田中議員 ちょっと言わせてください。

今議案第78号っていうのは、議員報酬と費用弁償の件で審議されてるわけですが、生活費については何らこの条例改正には触れてないと思いますが、その点どうでしょうか。

○関口議員 討論じゃなくて意見やから、問題ない。

○井上議長 そしたら、関口議員、田中議員、意見として承っておきます。

ほかにございませんか。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第79号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第80号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第80号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第81号村債管理基金条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第82号千早赤阪村税条例等の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第82号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第83号千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第83号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第84号千早赤阪村消防団条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第84号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第85号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第7号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第85号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第86号平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第86号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第87号平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第2号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第87号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第88号平成28年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第88号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第89号平成28年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第89号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第90号平成28年度千早赤阪村水道事業会計補正予算(第2号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第90号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第17、議案第91号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第91号は、平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第8号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ922万1,000円を追加いたしまして、予算総額を32億8,788万円とするものでございます。

主な内容でございますが、農地災害復旧に伴う工事請負費や千早小吹台小学校石積み補修工事費用などの経費を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第91号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第8号)につきまして御説明申し上げます。

10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額180万8,000円の増、財源内訳は国庫支出金90万4,000円、府支出金45万2,000円、一般財源45万2,000円で、対象者の増加によります更生医療費でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額3万5,000円の増、全額一般財源で、農地基本台帳システムモニターの購入費でございます。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、補正額9万1,000の増、財源内訳は、その他財源3万9,000円、一般財源5万2,000円で、兵庫県篠山市への空き家対策視察研修による特別旅費と負担金でございます。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額250万円の増、全額一般財源で、千早小吹台小学校石積み補修工事でございます。

13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費、補正額478万7,000円の増、財源内訳は国庫支出金239万3,000円とその他財源239万4,000円で、台風16号による農地災害復旧工事でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

8ページ、歳入でございます。



12款分担金及び負担金、1項分担金、4目災害復旧費分担金、補正額239万4,000円の増、農地災害復旧費分担金でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額90万4,000円の増、更生医療費負担金でございます。

2項国庫補助金、9目災害復旧費国庫補助金、補正額239万3,000円の増、農地災害復旧費補助金でございます。

15款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、補正額45万2,000円の増、更生医療費負担金でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正額303万9,000円の増でございます。

20款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額3万9,000円の増、空き家対策視察研修費の参加者負担金でございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

浅野議員。

○浅野議員 10ページの歳出ですけれど、今の説明で社会福祉総務費、全体の半分が国庫支出金、府の支出金等一般財源がさらに半分ずつということで4分の1、45万2,000円なんですけど、これ今の説明では対象者が増加したということなんですけど、当初の計画では何名ぐらいだったのか、今何名増加したのか、これをちょっと教えてください。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 今の更生医療の対象者ですけども、ちょっと手元には資料を持ってこなくて申しわけなかったんですけども、約三、四名おられます。今回、新たに1名ふえましたので、ちょっと補正をさせていただきました。資料がなくて申しわけございません。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 あと大きなものでしたら、教育費の中で千早小吹台小学校の石積み補修工事となっておりますけど、これ何か石積みが何か壊れたとか、そういうような内容なんですか。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 12月6日に千早小吹台小学校のほうから連絡がありました。内容につきましては、住民のほうから運動場の東側の斜面の下の村道との間の石積みの一部が道路

側へ吹き出ているということでの連絡がありまして、現場確認しましたところ、早期に補修する必要があると判断したところです。規模は、石積みの面積で50平米ほどで、吹き出している箇所の石を外して、再度その石を利用して積み直すという計画をしております。

以上でございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 人的な被害がなかったからいいかなと思ってます。予算、これ今決定したらいつごろから工事されるのか。もうある程度業者を決めて計画はされてるのか、教えてください。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 業者は決まっておりますけれども、できるだけ早く、新年早々かかれるように思っております。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 土木費の空き家対策の分ですけれども、その他の3万9,000円は一般住民が参加されるということでしたけれども、この詳しい中身を教えてください。

○井上議長 高橋理事。

○高橋理事兼地域戦略室長 まず、この経費につきましては、現在村内におきまして空き家実態調査を実施しておりますところですが、約180戸の空き家が存在すると思われまます。空き家につきましては、移住定住施策として空き家バンクや空き家改修補助事業を実施しているところでありますが、さらなるにぎわいづくりの施策として空き家の利活用を検討を進める上で、先進地の視察を行うもので予定しているものでございます。

視察先としまして、兵庫県篠山市におきましては、NPO法人が古民家再生事業を展開し、築100年超の古民家を含む5軒の古民家をリノベーションし、宿泊施設をしておられます。特に、同市丸山地区の古民家のリノベーションにつきましては、限界集落を再生した実績があることから、視察先として選定しているところでございます。

先生御質問の負担金につきましては、住民様、地区の皆様のご事業、空き家の利活用につきましては御理解が非常に必要ですから、私どもが声かけをして、地区の皆様に参加いただけるときには負担金を求めたいと考えておるものでございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 先進地視察ということで、これがまだどこの地区の方が行かれるとか、そう

いう申し出があって具体的にこうしたとかというのではないんですか。3万9,000円のその他の分について、具体的にここの地区の人が行きたいから行くとか、そういうことになってるのかどうか。まだこれから、こんなあんねんやったら、じゃあ行くわとかというような状態なのかどうかお尋ねします。

○井上議長 高橋理事。

○高橋理事兼地域戦略室長 想定しております地区としましては、千早地区を想定しております。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 こちらのほうから千早地区を想定してるということの説明やったと思うんですけども、向こうのほうから、自分たちがこういうふうな考えで行きたいということでもないんですか。その辺もうちょっと教えてください。

○井上議長 高橋理事。

○高橋理事兼地域戦略室長 この事業につきましては、我々が空き家の利活用を進めたくまず考えているところで、行政として、役場としてどういうことができるのかということ日々考えている中で、千早地区におきましては当然のことながら、御存じのとおり、金剛山登山口がありまして、多数の登山者が日々いらっしゃってるところでございまして、その地区におきましては、当然交流人口が今でも非常に多いことからポテンシャルが非常に高いということで、そこを何とか観光、いわゆる民泊とか、そういうようなことはできないかという考えを想定しまして、行政内部でまず検討し、自治会のほうはまだ正式には区長とか内々でございしますが、話し合いをかけながら事業を進めたいと考えてるような動きでございします。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 千早地区のステージとしては非常に魅力的なところで、そこでNPO法人なりが事務所を設けて仕事をするとかいろいろ考えられるんですけども、そうであったらその他財源の分ですけども、村がこういう企画でするから一緒に行きませんかとかということで、村が負担してもよかったのではないかなと思うんですけども。

○井上議長 清水副村長。

○清水副村長 今理事御説明させていただきましたが、もともとはビジターセンター構想というのがあったわけですよ、あの地域について。先ほど、委員長報告でもありましたけど、診療所をどうするんかという、こういう御報告いただきました。まず1つは、今の形のビジターセンターではなかなかしんどいだろうなというのは思っております。ただ、一方で避難所であったり、先ほど申し上げたような診療所であったり、こういう公共施設

があの地域にはやはり整備が必要だというのが1点。それは、公の責任でこれから検討していくということでございます。

もう一つは、村内の高齢化率が今41.8%、あの地域は村内平均よりも10ポイント高いと。空き家も多いということで、篠山のNPOであったり、大阪府の関係部署がやっぱりあの地域に目をつけて何らかの支援ができないかということで、いろいろお話をいただいていたという経過がございます。そういった中で、篠山の一回実情を我々として視察をしてこようということで、今回この予算を計上させていただいたということでございます。

先生おっしゃるように、地域の人を連れていくなればその費用を行政で見てもいいんじゃないかという御要望ですが、私はやっぱりその地域で自分の住んでるところを活性化しようということであれば、全て役所丸抱えじゃなくて、やっぱり地域としても、それがお金がいいのか何がいいのかということとはよくわかりませんが、やっぱり一定負担をいただくということでないと、本当の意味での地域の活性化というのは進まないんだろうなということで、今回地元に対してあえて負担を求めたということでございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 了解しました。

次に、先ほどの千早小吹台小学校の石積みの件ですけれども、250万円、住民から通報してもらって、即調査をしていただいて対策していただくということでは、非常に早いことしていただいてありがたいなと思うんですが、この250万円の調査とかというのは担当課でした上で大枠の予算を組まれたということで、具体的にどれだけかかってどうというのは未定という段階なんでしょうか。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 我々教育委員会のほうでは、専門的な知識もありませんので、施設整備課の職員と一緒に行っていただきました。また、土木業者も見ていただいて、その上で概算の見積もりもしていただいて、これぐらいかかるだろうということで出した金額が250万円ということでございます。ただ、土木業者に見ていただいても、その業者にやっていただくに限ったわけではございませんので。

以上でございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 プラスその土木業者も来て、専門的なところで見ってもらって、これぐらいだろうという。そうやったら、もうそこになるんかなとかということもあるんですけども、今この業者になるかどうかはわからへんということでしたけれども、その辺はきっち

りと、大体の概算でもありますけれども、この金額についても流動的かなと思いますが、今後業者の選定についてはいろいろ疑いを持たれることのないようお願いしときたいなと思います。

○井上議長 ほかにございませぬか。

田中議員。

○田中議員 ちょっと聞き漏らしたんですけど、今の空き家対策の、二重になったら許してください。現在、空き家は180戸と聞いています。これはいいんですけど、そのうち例えば役場に登録されて好きなようにしてくださいというような家というのは、何軒ぐらい今あるんですか。登録という言葉がいいのか、自由に使ってくださいとか、何かあるのがあったら教えてください。

○井上議長 高橋理事。

○高橋理事兼地域戦略室長 余り表に出したくないんですけど、空き家バンクではなくて、我々今回地域おこし協力隊を募集するに当たって、地域おこし協力隊の方の住める家を用意しないとあかんかった部分と、いわゆる先ほど民泊とかという部分に、NPO法人に我々村がやる気があるんだよということで、確保して具体的な話を進めようとしている部分がありまして、2軒を確保して事業展開を今、地域おこし協力隊の住居にも使いながらとか、そこはちょっといろいろ考えながらやってるところでございまして、それは一般にお貸しする空き家バンクとは、ちょっとまた事業施策の関係上提供しております。ただ、これがどんどんふえればと考えております。

以上です。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 言えないことは言わなくていいですよ。言えないということで。別に、僕は言えないことは聞いてません。言えることだけ聞きますんで、今後もそういうふうに。言えないけど言いますって、言わないでくださいよ、それをね。最後まで守ってください。

もう一つ、副村長にちょっとお聞きします。もうこれ拡大解釈になるけど、これも言える範囲で教えてください。

ビジターセンターという今言葉出たですな。これとは関係ないかもわからないけど、ビジターセンターというのは自然消滅するんですか。ちょっと教えてください。

○井上議長 清水副村長。

○清水副村長 今のままのビジターセンターでは、機能あるいは採算性について問題があるということは、以前この議会で私御答弁させていただいたとおりです。ただ、あの地域のにぎわいであったり活性化であったり、公共施設を含めた整備というのは、何らかの形

で考えていかざるを得ないというのは、これは間違いのない事実でございますので、どういった形で今後進めるのかということは今検討いたしております。ですから、その一つが公共施設、診療所、避難所を含む公共施設をこの先どういうふうに整備していくのかということ、それとあの地域のにぎわいづくりのために、これは行政だけの力ではできませんから、いわゆるNPOとか府の力、あるいは一番大事なのはやっぱり地元が汗をかくということでございますので、そういったものも含めてトータルでハード、ソフト含めて千早地域の活性化を考えていきたいということでございます。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 ちょっとくどいですが、済いません。言わないことは言わなくて結構です。例えば、ビジターセンターの土地の確保、パーセントというんか、今現在進捗しているというのは何%、どのくらい確保されてるんですかね。

○井上議長 清水副村長。

○清水副村長 土地ありきじゃないと思うんですよね。まず、何をつくるのか。その機能があって、そこから計画をつくって、最終的にそれを実現するために用地をどう手当てするのかということですから、土地については今現在進捗としては特に進んでおらないということでございます。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 災害復旧費、何が原因で災害が起こったのか。言える範囲で言うて下さい。

○井上議長 森田課長。

○森田観光・産業振興課長 議案第92号の農地災害復旧事業でも御説明を申し上げますけれども、本年9月19日から20日に接近をいたしました台風16号の大雨による被害ということで、農地の畦畔が崩れまして、それに対する災害復旧事業ということで予定をいたしております。

以上でございます。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 次のときに説明すると2件あるんですけど、恒久的な、できる限り人家に迷惑がかからんように今後も工事をしていただきたいと思います。要望しておきます。

○井上議長 ほかにございせんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第91号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第91号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第91号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第91号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第18、議案第92号農地災害復旧事業の施行についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第92号は、農地災害復旧事業の施行について議会の議決を求めるものでございます。

本議案は、平成28年台風16号豪雨による別記農地2件の災害復旧事業を実施するに当たり、土地改良法の規定により村議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○井上議長 詳細説明を森田観光・産業振興課長。

○森田観光・産業振興課長 それでは、議案第92号の御説明を申し上げます。

台風16号による農地2件の被害について、去る12月13日農林水産省の災害査定官などによる確認が実施され承認されましたことから、土地改良事業として災害復旧工事を開始するに当たり、同法の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

別記1といたしまして、農地災害復旧事業として事業概要を記載しております。

まず、1件目の810の1谷口(1)農地でございます。

所在地は、河南町青崩地区に隣接する大字水分地内の田で、受益面積0.13ヘクタール、畦畔崩壊による延長23メートル、ブロック積み53平方メートル、盛り土復旧工45平方メートルでございます。

次に、2件目、810の2谷口(2)農地、所在地は大字水分地内で1件目と連単して  
る田でございます。受益面積は0.06ヘクタール、延長5メートル、ブロック積み工17平方メートル、盛り土復旧工5平方メートルでございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第92号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第92号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第92号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第92号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第19、議案第93号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求め  
る意見書についてを議題といたします。



提案者の説明を求めます。

清井議員。

○清井議員 議案第93号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成28年12月20日提出。千早赤阪村議会議長井上昭司殿。提出者、千早赤阪村議会議員清井浩。賛成者、同関口ほづみ、同浅野利夫。

なお、提案理由は意見書案の朗読をもってこれにかえます。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自主性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなつてまいりました。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっております。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくものと考えております。よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上でございます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第93号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第93号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第93号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第93号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第20、議案第94号地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

浅野議員。

○浅野議員 議案第94号地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成28年12月20日提出。千早赤阪村議会議長井上昭司殿。提出者、千早赤阪村議會議員浅野利夫。賛成者、同じく関口ほづみ、同じく清井浩。

案文の朗読をもちまして提案の理由とさせていただきます。

地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書案。

東日本大震災、熊本地震を初め、土砂災害、大水害等、各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでいる。本年においても、4月の熊本地震のみならず、8月以降の複数の台風により、特に北海道や東北地方を中心に多くの人命が失われ、甚大な被害に見舞われた。また、10月には鳥取でも震度6弱の地震が発生している。本村においても、和歌山県を震源とする震度4の地震があったばかりで、迅速な復旧、復興とともに、安全・安心な国づくりに資する防災減災対策は喫緊の課題である。よって、政府においては地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、下記の事項について取り組むことを強く要望する。

記1、大水害からの住民の命と暮らしを守るための自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成や適切な避難勧告、指示発令のための体制構築を図ること。

2、災害に強い防災拠点の整備として、スマートフォン等で家族の安否や緊急連絡を得

られるようにするための公衆無線LANの設置や、災害時におけるトイレ機能確保のためのマンホールトイレの整備を促進すること。

3、子どもや女性、高齢者や障害者が避難所生活でつらい思いをすることがないように、避難所の環境整備や防犯体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第94号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第94号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第94号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第94号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第21、議案第95号中学校「チャレンジテスト」廃止・撤回を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

関口議員。

○関口議員 議案第95号中学校「チャレンジテスト」廃止・撤回を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。平成28年12月20日提出。千早赤阪村議会議長井上昭司殿。提出者、千早赤阪村議会議員関口ほづみ。賛同者、同じく清井浩、同じく浅野利夫。

意見書案文の朗読をもって説明とさせていただきます。

中学校「チャレンジテスト」廃止・撤回を求める意見書。

大阪府教育庁は、大阪独自のチャレンジテストを導入し、ことし6月、中学校3年生を対象に実施しました。1、2年生については、来年1月に実施するとしております。この結果を高校入試の内申点の評定に利用し、今後中学1、2年生の内申点も高校入試に利用するとしております。このチャレンジテストに対して、教職員や保護者、教育関係者から大きな問題点も指摘されている現状があります。

問題点の一つに、チャレンジテストの結果で各中学校が格差づけされ、不公平な入試となります。中学3年生では、6月に実施されたテストの結果を用いて各中学校の調査書評定平均が決定され、昨年度の例では評定平均が上位の中学校で3.7、下位の学校では2.2という学校もあり、調査書の評定平均の差が大きく開いており、通っている学校によって調査書の評定に差がつくため、高校入試が極めて不公平となります。

2つ目に、高校入試における内申書の意味がなくなる。

中学1、2年生では、たった1回のチャレンジテストの結果で府教委が作成の評定の範囲により、各学校での評定の変更が余儀なくされることとなります。各学校が責任を持って日常の学習成果をもとにつけた絶対評価の評定が否定され、子ども、保護者に説明できなくなるという点です。生徒の学校での日常の努力や頑張りが反映されないのであれば、調査書の意味がなくなります。

第3に、子どもたちを中学1年から高校入試に駆り立て、中学校教育を大きくゆがめることとなります。チャレンジテストによって、実質上調査書の評定が決定されることになれば、チャレンジテストが入試と同様の重みを持つことになり、入試が前倒しされることとなります。人間形成の場である学校がテスト中心の学校となり、子どもたちを中学1年から過度の競争に駆り立て、本来あるべき中学校教育の姿が大きくゆがめられることとなります。

以上の趣旨から、下記について強く要望します。

記1、学校教育を大きくゆがめ、子どもたちを過度な競争に駆り立てるチャレンジテストは廃止・撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第95号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第95号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第95号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第95号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第22、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の清井委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第23、過疎地域自立促進特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、過疎地域自立促進特別委員会の田中委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第24、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の田中委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の調査を行う旨決しました。

ここで休憩を行います。

11時25分から再開いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時26分 再開

○井上議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第25、一般質問に入ります。

それでは、1番目の質問者、清井議員。

○清井議員 議席番号5番、清井浩でございます。

議長への通告のとおり、以下2点について質問いたします。

まず、赤阪小学校にも学童保育をとということで、私は平成28年3月議会の一般質問、赤阪小学校にも学童保育を、を質問いたしました。これに続けてお聞きします。

前回の答弁では、学童保育を行う場所、放課後児童支援員の確保、千早小吹台小学校で

行っている自主運営との整合性、財源の確保等の課題があり、今後検討を進めるということでありましたが、これまでの検討結果と今後の取り組みについてお聞きします。積極的な答弁を求めます。

次に、今後の村健康保険料の設定方針をお聞きします。

村の国民健康保険料は、平成27年度に引き下げられ、府下でも低い保険料となっております。そして、本年でも据え置きされました。このような中、本議会において保険給付の増加補正が上程され、保険給付は増加傾向にあり、今後もそのように推移するものと思われれます。また、平成30年度には健康保険の府下一元化が控えており、保険料については各市町村の現状を考慮した分賦金方式となると聞いております。

このような状況のもとで、今後の本村の保険料のあり方についての方針をお聞きします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、北浦教育課長。

○北浦教育課長 御答弁申し上げます。

本年第1回定例議会では、赤阪小学校区での学童保育設置について自主運営を基本と考えており、条件が整えば支援したいと答弁申し上げました。この方針は変わりませんが、千早小吹台小学校区の学童保育を利用している赤阪小学校区の児童もおり、赤阪小学校区での学童保育設置のニーズもあり、子育て支援、村への定住促進などの視点から、村直営での設置も検討する必要があると考えております。

赤阪小学校区での設置に向けて、赤阪小学校の施設の一部で設置できないかの現地調査もしましたが、適当な場所を決定できてはいません。このほか、御質問にもありましたとおり、支援員の確保や村直営とした場合の千早小吹台小学校区での自主運営との公平性をどう確保するかなど、さまざまな課題があります。今後は、運営形態を初めとして、このような課題を一つ一つ解決して、できるだけ早期に赤阪小学校区での学童保育設置を実現したいと考えております。

以上でございます。

○井上議長 質問をお受けします。

○清井議員 非常にがっかりしました。何も進んでおりません。今の答弁では、設置の必要性は認識してる、これは間違いないようです。しかしながら、場所、支援員、運営の公平性については課題があり、今後検討していくということですが、これらの課題については既に3月議会で確認済みなんですよ。そして、これについて今後検討していくという答弁をいただきました。だから、改めてここでその課題が云々ということは何も聞く必要がないわけですよ。

よって、この9カ月間何をしてきましたかということですよ。課題に向けて努力はされたかどう。今の答弁では、それは行うことができません。そして最後に、できるだけ早期に実現したいと述べられてますが、9カ月間何の進展もない話が何で早期に実現できるんですか。

それから、もう一点。この話については、教育委員さんの間で協議されましたか。

3点について、もう一回聞きます。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 教育委員会の定例会においても、この学童保育については話が出ました。というのは、実際教育委員さんの中にも赤阪小学校区内での学童保育を望んでおられる方もおられます。私も赤阪小学校長と話をしました。ただ、現在のところ空き教室は全くないというのが現実です。それで、赤阪小学校区では特別学級が2クラスございますけども、それも1つの教室を半分に区切って利用していると。つまり、ほかに空き教室がないんでそういう状態であると。ということは、新しく学童保育用の建物をつくらなければ用意できないということなんですけども、それには小学校としても運動場が狭くなる等の理由で否定的な意見です。

実際のところ、学校の教室を空き教室なんか利用できないかということを探して、1つだけ、ここは可能性があるというのが今用務室になっている場所です。ただ、この部屋は非常に窓が小さくて、一部雨漏りもあるという状態で、かなり工事で手を加えないとすぐ使えるという状態ではありません。今後、それを工事して利用できるようにするのか、それとも、それ以外の場所でもう一度、学校に限らず、学校以外での場所も探していくかということを検討していきたいと考えております。現在はこういう状態です。

○井上議長 清井議員。

○清井議員 空き教室がないという話は、3月に聞きました。適当な場所、例えばプレハブを建てるにも場所が狭いとか、そういう話も当時聞いたと思います。学校にこだわらずにという案があるんじゃないかというやりとりもあったと思います。それが、この9カ月間何の進展もなかったということは、非常に、最初に申しましたように、この答弁、非常に不満足な答弁だと思ってます。

実際、早期に実現したいという意思はお持ちのようですが、先ほども言いましたように、9カ月かかって何も進んでないものが早々簡単にできる話じゃないのかな、そのような危惧をしております。

改めて、赤阪小学校にも学童保育の設置を早急に実施していただいて、必ずしていただきたい。要望して終わります。



○井上議長 質問事項2番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 今後の村健康保険料の方針を問うについて御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、保険給付は国保加入者の高齢化や医療の高度化などにより、増加傾向にあることは承知しております。現在、給付見込みも含め、来年度予算の積算中であり、今後国、府、社会保険診療報酬支払基金などから示される交付金等をもとに保険料を試算し、来年2月初旬に開催予定の国民健康保険運営協議会に諮問させていただき、3月議会においても、国民健康保険当初予算案の中でお諮りさせていただき予定でございます。

また、平成30年度に国民健康保険の府下一元化が予定されていることから、現在大阪府では、府と市町村の代表によるワーキンググループを設置し、保険制度や保険料について鋭意検討中であります。その中で、市町村が納める保険事業納付金等についての予算については、被保険者数と所得水準で案分し、納付金を決定する方向で検討されており、府下統一の保険料水準となるよう調整中と聞いております。

府は、この納付金を納めるに当たり必要な標準保険料率を設定し、市町村に示されますので、市町村は府が設定する標準的な収納率よりも高い収納率を上げれば、標準保険料率よりも低い保険料率を設定できるということになり、収納インセンティブを働かせる考えでございます。

いずれにしましても、平成29年度中には標準保険料が示される予定でございますので、今後平成30年度の府下一元化に向け、保険料についての議論が必要になると考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

○清井議員 再質問をさせていただきます。

いろいろ数字を並べてお話ししますので、手元に配らせてもらいました資料を御参考にさせていただきたいと思っております。

一番下に内部留保金いわゆる繰越金と財政調整基金の合計、これを下に示してみました。これを見ますと、平成26年が2億5,310万円、そして平成27年度の決算では1億7,790万円となりまして、前年度と比較しまして7,520万円減少しました。この大きな要因は、まず保険給付が前年と比べて8,360万円増加したこと、そして保険料の値下げによる影響額が約6,000万円。それから、27年度からの制度改正により財政安定化事業の医療対象額が1年以上、いわゆる全ての医療がその対象となったために、26年度の安定化事業の差し引き、これは共同事業交付金と共同事業拠出金の関係

ですが、これが26年度の差し引きがマイナス2,290万円から27年度ではマイナス3,750万円、いわゆる1,460万円の負担増となった、これらのことが考えられます。

平成28年度の予算では、医療費を前年度と比較しまして1,420万円の増額予算としましたが、本議会で先ほど承認されました国保会計の補正予算、医療費の増加に伴う補正予算増加額が4,940万円、このような状況で、かなり逼迫といいますか、負担要素が大きくなっております。そして、平成28年度決算後の見込みで行きますと、内部留保金が幾らになるのか、そしてさらに、財政安定化事業による29年度以降の動きはどうなるのか、この2点についてもう一度お願いします。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 まず、財政調整基金の見込み額ですが、本議会で保険給付の増加補正をいたしました。財源の一部は、財政調整基金1,944万円を充当させていただき予算とすることから、合計1億885万6,000円の財政調整基金を取り崩す予算となっております。予算上での基金残高は、5,824万1,000円となりますが、今後の保険給付の増加によりまして、財政調整基金の残高も変動するものと考えています。

次に、平成29年度の保険財政安定化事業ですが、拠出金が約2億1,000万円、交付金を1億7,500万円と見込んでおりますので、差し引きしますと3,500万円の損失ということになりますけれども、激変緩和処置といたしまして約1,400万円の交付を予定しております。それから計算いたしますと、約2,100万円の損失となります。ただ、平成30年度以降、国保の府下一元化に伴いまして、財政共同安定化事業は廃止となる予定でございます。

以上です。

○井上議長 再質問をお受けします。

清井議員。

○清井議員 今回の答弁でお聞きしましたら、28年度の基金残高の見込みが5,824万円、これはいわゆる内部留保金といたしました。としますと、26年度の内部留保金が2億5,310万円ですから、この2年間で約1億9,500万円、内部留保金を消費しました。これは、先ほども申しましたとおり、給付の増加、それから保険料の値下げ、安定化事業の制度見直しによる影響など考えられるわけですが、それからさらに30年度からは、府下一元化によりまして安定化事業がなくなるものでありますが、結果的には一番大きな要因である保険給付の増加は今後も進むという前提で取り組まなければならないと思います。ついては、平成29年度につきまして値下げをそのまま維持するのか、あるいは

見直しをするのか、改めてお聞きしたいと思います。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 ただいま試算上の平成29年度予算では、前期高齢者交付金ですけども、大幅な増額を見込んでおります。これは、当年度の概算額と前年の精算額がプラスさままして交付を受けるということになりますので、先ほど議員御指摘いただきました平成27年度医療給付費の増加が影響したものでございます。

しかし、前期高齢者交付金の増額が見込まれるとはいえ、基金残高も減少してきておりますので、平成29年度の保険料設定については、今後国、大阪府などから示される数値を慎重に精査しつつ、国民健康保険の被保険者の皆様が安心して医療を受けていただく環境、それと安定的な国民健康保険の運営が維持できるよう、今後の保険料設定について厳しい判断をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○井上議長 要望をお受けします。

○清井議員 今説明あったとおり、そのとおりやと思います。

保険料の給付に対しては、公費が約半分、保険料が約半分、こういう仕組みになっております。国保会計で負担する半分というのは、いわゆる保険料というのは一般財源ですから、だから国保会計の一般財源というのは、基金があればそれに取り込めるわけですけども、もうほぼ5,800万円ですか、のほうになってきたということで、非常にこれからの保険給付に耐えられるのかというような不安を考えます。

それからもう一つ、26年から27年にかけてまして大幅に8,360万円と給付がふえております。この内訳をお聞きしましたら、1つのレセプトで2,000万円程度の高額給付があったと聞いております。今後も医療費が高度化してきましたら、このようなケースが出てくることは十分考えられる。その場合に、先ほど言いましたように、うちの一般財源で耐えられるのかということも考える必要があると思います。

もともと、国保会計というのは、このような不測の事態に対しまして予備費の計上が義務づけられてます。それについて、うちの村はずっと500万円計上してきました。これ見ましたら、ずっと昔から500万円なんですね。保険給付がもっと低いレベルでも。だから、これについてももう一回検討する必要があるんじゃないかというふうな気もします。そういうことも指摘されるんじゃないかと思います。

いずれにしても、健全な国保会計を維持していくのは的確な保険料設定が望まれます。今後の保険料の設定に当たっては、先ほどおっしゃったように、厳しい判断で臨んでいただいて、安易に村一般会計からの法定外繰り入れを行うことのないように、厳に要望

して質問を終わります。

以上です。

○井上議長 ここで休憩を行います。

午後 1 時から再開いたします。

午前 1 1 時 4 6 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○井上議長 休憩前に引き続き再開いたします。

第 2 番目の質問者、浅野議員。

○浅野議員 4 番、公明党浅野利夫でございます。議長通告に基づきまして、2 点質問させていただきます。

第 1 番目が、地域おこし協力隊制度の積極的活用で村の活性化についてお伺いをいたします。

2 年前の平成 2 6 年 1 2 月議会の一般質問におきまして、若者の定住化促進策として地域おこし協力隊の活用の件で質問をいたしました。そのときの答弁では、過疎地域自立促進計画を基本に、地域の活性化及び定住化促進について全国の事例や国施策などを参考にし、積極的に検討を進めたいとの回答をいただきました。

1 2 月 5 日の読売新聞朝刊に 3 段見出しで、千早赤阪村脱過疎に力を、府内初地域おこし隊募る、との記事が掲載されており、都市部に住んでいる 2 0 歳から 5 0 歳で 3 名を募集するという内容でありました。

先日、町長から LINE で写真を送ってくれました。その写真は、約 6 0 分で出会える風景、大阪府唯一の村千早赤阪村のポスターでした。棚田と金剛山の樹氷の 2 枚のポスターの写真が南海なんば駅構内に張ってあるとのこと。村も、ホームページや棚田夢灯りなどのイベントを SNS を通して PR が広まり、定住したいという希望者が多いと聞いております。

民間のシンクタンクの調査した結果においても、生物多様性が保たれている自治体ランキングが発表されており、全国 6 6 5 自治体の中でも村は上位となっております。緑豊かな自然と調和した地域であるとのことでありました。ちなみに、トップは能勢町のことということです。

千早赤阪村のさらなる活性化や人口増加策のためにも、空き家の有効利用や募集人員の増加など、地域おこし協力隊を積極的に活用してはどうかということでお伺いをいたします。

2 つ目の質問、PPP、PFI 方式で新庁舎の建設を、についてお伺いをいたします。

新庁舎建設計画では、当初くすのきホール周辺となっていましたが、建設費用が大幅に増加したことなどの理由により見直しがされております。庁舎建設特別委員会での代替案の絞り込み結果では、1つ目がくすのきホールを改修し新庁舎に転用、2つ目が現庁舎の位置で建てかえ、3つ目が保健センターを改修し新庁舎に転用の3案となっております。今後は、住民アンケートの実施などを経て最終案の決定となりますが、私が対話しました住民の大多数は、現庁舎の建てかえを望んでいることがわかりました。村は、過疎地指定を受けており、現庁舎の建設には過疎債が利用できないため、自己資金つまり全て村民の税金で建設する必要があります。今国土交通省から新たな公民連携によるまちづくりについて、民間の資金と経営能力、技術力を活用する新しい手法を提案しております。

本村の27年度決算では、積立金が18億円となっており、財政的にはよくなっておりますが、自主財源は依然として乏しく、収入の20%以下となっており、地方交付税や村債に頼っているのが現状であります。富田林市におきましては、公共下水道の計画区域外では合併浄化槽の設置をPFI方式で進めております。PFI方式は、インフラ整備のみならず、庁舎建設にも実施している自治体の事例もあります。少し積立金が増加したとはいえ、高齢化率も40%を超えており、少子化にも歯どめがかかりません。長期的な展望に立ち、将来にわたって負債を次の世代に先送りしないためにもPPP、PFI方式での庁舎建設を検討してはどうかとお伺いいたします。

以上の2点について、的確な御答弁よろしくお伺いいたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 地域おこし協力隊制度は、人口減少や高齢化等の著しい地方において地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行いながらその地域への定住、定着を図ることで、地域力の維持強化を図っていくことを目的とされた制度でございます。村といたしましては、本村へ生活の拠点を移していただき、地域ブランドや地場産業品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や、農林業への従事、村民の生活支援などの地域協力活動を行っていただく。11月25日より協力隊員3名の募集を開始したところでございますが、将来的には取り組みを加速化させるため、活動する隊員数を増加していきたいと考えております。

しかしながら、村では初めての協力隊でありますことから、まず3名からスタートし、他の地域で活動されている協力隊の成功事例や失敗事例などを踏まえ、我々役場職員も協力隊員がうまく活動できるように、協力隊員一人一人の声を聞きながら、サポート体制などの環境づくりやスキームづくりなど、さまざまな課題を解決しながら進めてまいりたいと考えております。

また、今回の募集に当たりましては、隊員の住居の確保に時間を要してしまいましたが、今後はこのような課題が解決できるように、空き家の有効利用に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○井上議長 再質問をお受けします。

浅野議員。

○浅野議員 御答弁ありがとうございます。

今の答弁では、他の地域の成功事例とか失敗事例など、それを踏まえていろいろなスキームづくり等を行うということでしたけれども、具体的にどのような事例があるのか。また、先ほどの補正予算で計上していただきました空き家の有効利用なんですけれども、それを視察に行つてどのようにするのか、今後どのように進めていこうとしているのか、再度お伺いしたいと思います。

○井上議長 高橋理事。

○高橋理事兼地域戦略室長 研修会におきまして、他の地域の協力隊員に意見や感想をお聞きしましたところ、失敗事例では、役場の担当者が協力隊員に関心、期待を寄せていないことから相談できない、役場の職員と同様の業務を求められ、協力隊員としてやりたい活動ができない、役場と活動する地区住民と協力隊員の信頼関係が築けず、活動がうまくいっていないなど、さまざまな課題を抱えていながら活動しており、成功事例では、役場や地域と良好な関係を築き、隊員みずからがやりがいを感じ、率先して活動していることが共通していました。協力隊員を導入するだけでは勝手にうまくいくわけではないことから、役場担当者と隊員の信頼関係を築き、いかにサポートできるかを考え、千早赤阪村役場バージョンの環境づくりを模索してまいりたいと考えております。

また、空き家の有効活用につきましては、現在行っております空き家調査におきまして、空き家所有者に対し今後の利活用の意向調査を行うこととしており、賃貸してもよいとの意向をお示しの所有者がいらした場合には、地域おこし協力隊員への住居の提供や空き家バンクへの登録などを積極的にアプローチし、お願いしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 地域おこし協力隊、初めてのことで失敗もいろいろあるかと思います。

あとは要望しておきます。

初めてのことで、何事においても、いざやろうとしたらスムーズに行くわけではあ

りません。さまざまな課題とか障害が出てくるものと、私もそれは理解しております。しかしながら、この村をどうしたいのかだったら、地元の住民で今までの考え方でやろうとしても少しは無理がある。以前、テレビでもやっておりましたけれども、奈良県で一番大きな村、十津川村、そこにも市内から、やっぱり移住して山の作業をするという人も、それだけに焦点を当てたために、そんな人が何人もあるかどうかはちょっとわかりませんが、報道された内容では、生きがいを持ってやっておられるというところが報道されておりました。地域おこしの活性化、村の地域おこしの活用というのはやはり村おこしの一番近道であると、これは私が考えております。さまざまな問題が発生したからといって、諦めたりバックすることのないように、問題に果敢に立ち向かって、やはりそれを一つ一つ乗り越えながら、この村を明るくするためにぜひとも積極的に導入をしていただきたいということを強く要望しまして終わります。ありがとうございます。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 PPP、PFI方式で新庁舎の建設について御答弁申し上げます。

現在、新庁舎建設については、くすのきホールの改修案を初めとする3つの代替案について異なる立地条件のもと、代替案ごとに条件整理、新庁舎の配置計画や概算事業費などの検討調査作業を進めており、一定の絵姿がまとまった段階で住民の皆さんにお示しし、住民アンケートを実施したいと考えております。

このような中、さきの住民説明会や意見募集において、コンパクトな庁舎建設を、経費は10億円程度など、住民の皆さんから事業費の抑制に関する御意見が多くあり、村としても、事業費は基金の範囲内、目安として15億円ぐらいと考えを示しました。

このような中、事業手法については本村の財政状況を踏まえ、できる限り経費を抑制し、将来負担が増加しない手法を検討する必要があると認識しております。3つの代替案のうち、特に現庁舎の位置で建てかえにおいては、新庁舎となることからさまざまな事業手法が考えられ、御指摘のPFI方式も一つの手法と考えられます。事業手法には、主に直接発注する直営方式、民間資本と経営能力などを活用するPFI方式などがあり、それぞれメリット、デメリットがございます。

事業手法の検討については、財政4指標への影響、工期の短縮などの視点を基本に事業手法を総合的に検討し、本村の実情に合った最適な手法を総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井上議長 再質問をお受けします。

浅野議員。

○浅野議員 今後、この庁舎建設に最適な方法で検討するということでありましたけれども、実際メリット、デメリットがいろいろあるのは、それはわかるんです。富田林でも、合併浄化槽でどんどんどんどん進めていってる、それは確かにメリットが大きいという判断をされたんかと思います。ほかにも、PFI方式で、近くではたしか奈良県の橿原市やったと思うんですけど、庁舎の建設に利用したり、また大阪市の天王寺、前は植物公園かスイレンがあった場所なんですけれども、今現在てんしばということで、緑地帯やいろいろな商店が並んでいるところがあります。それもPFI方式でやっているとすることも確認しております。

メリット、デメリットはいろいろあるんですけども、村としてどのように、そういう事例を踏まえて、メリットについて考えておられるか、メリット、デメリットの考え方についてどのように考えておられるか教えてください。

○井上議長 高橋理事。

○高橋理事兼地域戦略室長 PFI方式のメリット、デメリットについて御答弁申し上げます。

まず、PFI方式とは公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことにより効率的、かつ効果的な公共サービスの提供を図る事業手法のことです。

一般的に、PFI事業を選定する条件としては、トータルコストが削減できることにありますが、コストが削減できる要素としては、1つ目としまして、事業規模がある程度大きいこと、2つ目としまして、民間の運営ノウハウが生かせる事業であること、3つ目としまして、仕様と民間の設計自由度が高いことなどにあると言われております。

また、一般的に庁舎建設の場合、設計、施工及び維持管理を一括して発注することで、建設費等のコスト削減効果はある程度想定できますが、完成後は庁舎建設の維持管理等が中心であり、民間ノウハウを活用する機会が少ないことから、コスト縮減を図りづらい事業で、庁舎事例が少ない状況です。

PFI方式の主なメリットとしましては、1つ目としまして、建設当初の建設費用が圧縮され財政負担が平準化される。2つ目としまして、業務一括発注のため、建設費等のコスト削減ができるなどがあります。

一方、主なデメリットにつきましては、1つ目としまして、PFI方式の法の手続が必要で、事業者選定に要する時間が長くなる。2つ目としまして、金利やサービス対価によって、事業機関全体を通した自主的な財政負担は大きくなるなどが挙げられます。

以上、答弁とさせていただきます。



○井上議長 質問をお受けします。

浅野議員。

○浅野議員 このPFI方式といったものは、今までやったことないことで、いろいろ課題もありましょうけれど、あとは要望ということにしておきます。

新庁舎建設については、やはりいろんな方が、例えば二河原辺とか近い方はくすのきホールとか、水分の方もおっしゃってました。でも、やはり小吹台とか村全体からいうたら全く中心でもないし、今現庁舎から向こうへ行くのにも大きな道路もないということで、やはり現庁舎がいいという方がかなりおられます。事業手法については、今後具体的に検討されるということで、それでいいと思いますけれど、村施行による建設という今までの方式ですよね、それと民間資金を活用するPFI方式、これも検討すべきという有効な手法であるというふうに考えております。どちらにしましても、どの方法が合理的か、また現実的であるのか、総事業費とかいろいろ考えることはいっぱいあると思いますけれど、今後の村の財政状況などを踏まえた上で、十分検討した上で、建設のほうを着手していただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、要望です。

○井上議長 第3番目の質問者、田中議員。

○田中議員 6番、田中博治でございます。私は議長通告に基づき、以下3点について質問をいたします。

1点目は、村立学校における道徳の授業状況と重大事態発生時の体制について、2点目は村の案内看板の充実と観光客のおもてなしについて、3点目は避難行動要支援者対策についてを質問いたします。

1点目の村立学校における道徳の授業状況と重大事態発生時の体制について。

最近、新聞やテレビの報道で、若い親による児童虐待のニュースや、児童・生徒間でのいじめの問題がしばしば取り上げられております。もちろん、これらの問題は昔からありましたが、近年子どもたちの命を奪うような大事件につながるケースが増加傾向にあるように感じます。

村内では、先月より今月にかけて連日ニュースが流れた309号線沿いの4歳の子の埋められた事件でもあります。全国的にも大阪府で件数が多く発生しております。中でも、小学校での暴力事件が急増していると聞いております。村立学校においては、大小にかかわらずこのような問題が起こったとは聞いてはいませんが、今後も起こらないとは言えません。そこで、このような問題を起こさないように、学校で道徳教育をしっかりと実践していくことが重要であると私は思っております。現在、村内の学校では道徳の授業という

ものが行われているのか、その状況をお伺いをいたします。

2点目は、村の案内看板の充実と観光客のおもてなしについて。

本村には、大阪府内で最高峰を誇る金剛山を初め、日本の棚田百選に選定された下東阪の棚田、南北朝時代を代表する武将楠木正成など、自然、歴史といった文化、観光資源が豊富にあります。また、本村の総合計画や過疎地域自立促進計画には、交流人口の増加が重点施策として示されております。村の恵まれた自然や歴史を最大限に生かしたおもてなしの観光振興による観光客の誘致によって、交流人口を増加させ、地域の振興の活性化を進めていくことが必要であると考えております。

先日、たまたま清水副村長と村内を車で回る機会がありましたが、長年千早赤阪村に住んでいるのがゆえに、気づかない点を副村長より御指摘を受けました。そこで、次の3点について村の風景にどっぷりつかっておられない新鮮な目で見たままを清水副村長にお伺いをいたします。

1つとして、案内板の設置についてですが、村内には来村者向けの案内板が設置されてはいますが、一昔前の表示や風雨による劣化が見受けられます。来村者に好印象を与えるためにも、魅力的な看板や親切な案内板が必要であると私は考えます。村としてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

2つ目は、千早赤阪村の入り口の美化についてであります。

本村のメインの入口となる北西部の西楽寺前交差点の借地ですが、その三角地では植栽はされているものの、管理不十分で雑草が繁茂しており、村の顔として景観にそぐわない状態であります。また、森屋の交差点、カタロ前の花壇の前にもポールや看板が並び、村のイメージを損なっている感じさえ受けます。村の顔となる場所でもあり、来村者にもきれいで気持ちのよい村という印象を与えるためにも、花壇やモニュメントの設置が必要と、私は考えております。村として、何か良好な景観としての取り組みを考えられているのか、お伺いをいたします。

3つ目は、千早赤阪分所付近でのポケットパークの整備についてであります。どのように考えているのかお伺いいたします。

近年、リサイクルブームによるサイクリング愛好者の増加が見受けられます。特に、金剛山付近へのサイクリングや、下東阪の棚田を訪れる人や、あぜ道に咲く赤い花の写真撮影などなどの来村者が非常に多くあります。千早赤阪村分所横の空き地は、ポケットパークいわゆる小さな公園として、また休憩所としても活用できるものとして期待しております。現在は、空き地のど真ん中に防災倉庫が建つなど見た目にも悪く、しかも土地利用の観点からも効率的な利用とは言いがたいと私は思っております。そこで、私のアイデア

として、いっそのことポケットパークとして利活用してはどうかと考えております。この私のアイデアに対して行政としてどのように受けとめられていただけるのか、お伺いをいたします。

以上、3点の考えとして、明快なる御回答をお願いいたします。

3点目の質問は、避難行動要支援者対策についてであります。この質問につきまして、先週の全員協議会にて御説明がありましたが、村民の方々に徹底するために、いま一度御質問を申し上げます。

去る11月19日に発生いたしました和歌山県南部を震源地とする地震で、村は震度4を観測いたしました。また、ことしに入り4月には熊本地震、10月には鳥取地震と立て続けに巨大地震が発生しております。災害は、いつ私たちの命や財産を脅かさないと限りません。村は、今年度地域防災計画の全面見直しを図られました。災害による被害を未然に防ぐには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。防災対策の推進に当たっては、総合的な取り組みが重要であります。中でも避難行動要支援者の避難支援対策は大きな課題であると思われまます。そこで、村の避難行動要支援者対策について、以下3点についてお伺いいたします。

1つ目は、避難行動要支援者支援プランの概要についてお伺いいたします。

2つ目は、避難行動要支援者名簿の作成状況等についてお伺いいたします。

3つ目は、今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上、3点について長々と質問いたしました。これにて私の質問は終わります。ありがとうございました。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、矢倉教育長。

○矢倉教育長 村立学校における道徳の授業の状況と重大事態発生時の体制について答弁申し上げます。

現在、村立小・中学校では、年間35時間程度の道徳の授業が行われております。また、国では子どもたちが命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけさせるために、平成30年度から小学校で、また平成31年度から中学校で道徳を特別の教科と位置づけ、正式な教科とすることを決定しております。今後、検定教科書がつくられ、学校でも評価の対象となります。今後の道徳の教科化に向けて、一層の内容の充実に努めてまいります。

2つ目の重大事態発生時の体制についてでございますが、村内各学校ではいじめ防止対策会議が設置されており、教育委員会では昨年、大阪府警と協定を締結し、重大事態が発

生したときの学校、教育委員会、警察の相互連携のもと対処していく体制を構築しております。今後、村との連携体制の確立を図り、不測の事態には迅速な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問をお受けします。

田中議員。

○田中議員 教育長にお伺いいたしますけど、私立小学校、中学校では、今も申されましたけど、いじめと見られる相談は現在あるかないか、あったらどんな内容か教えてください。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 詳しい数字は今つかめておりませんが、いじめが全くないということはありません。これは、もうどこの学校でも言えると思いますけども、いじめはどの子どもにも、またどの学校でも起こり得る可能性がございます。嫌がらせや意地悪等の子ども同士の子さいなもめごとは、ほとんどの子どもたちが入れかわり立ちかわり、被害者になるときもあるし、また加害者になるときもあろうかと思えます。ただ、大事なのはそれらの子さいな行動またはいじめが大きく発展していくのを食い止めるという、その辺のところが一番大事かと思えます。そのために、村内では毎月1度、駐在所のお二人も入ってもらっての各学校の生活指導担当の先生方によります会議等が持たれておりまして、その結果、今月はいじめ件数が何件あったとかという報告を教育委員会の定例会で教育委員さんにも知っていただいております。そういった地道な努力が、大きないじめ問題や大きな事象を防ぐものになってるのではないかと考えております。もちろん、現在まで重大事態等の発生はありません。

以上です。

○井上議長 質問をお受けします。

田中議員。

○田中議員 要望しておきます。

これまで以上に私立学校においては、道徳教育がしっかりと行なわれることをお願い申し上げます。また、いじめの問題はどの学校でも起こり得る可能性があると思っております。もし、村の学校で重大問題が発生したとき、速やかに対処できるシステムづくりをお願いして、要望いたします。ありがとうございました。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、清水副村長。

○清水副村長 村の案内看板の充実と観光客のおもてなしについて御答弁申し上げます。

本村の観光施策につきましては、第4次千早赤阪村総合計画における重点施策の一つである交流人口増加プロジェクトの中で、にぎわいと活力を創造するため、自然資源と歴史資源を合わせた観光資源として活用させ、本村の魅力を最大限に引き出し、交流人口の増加を目指すということにいたしております。

また、村の過疎自立促進計画におきましても、総合計画の最重点目標施策を基本方針に位置づけ、点在する観光スポットをネットワーク化し、観光客の回遊性と滞在時間増加を促すため、地域の景観整備を進めて周辺地域の活性化を図るということにいたしております。

御質問を3点にわたっていただきましたが、まず1点目の案内看板設置につきましては、観光資源への誘導サインや地図を村内の適所に提出しているところでございますが、御指摘のとおり、わかりにくい点や経年により劣化している箇所もございます。また、本村入り口の美化につきましては適所に植栽やフラワーポットを設置しておりますが、管理不十分との御指摘も否めず、また車で来村される方には目に触れにくい状況となっております。そのため、議員御提案のおもてなしの仕掛けが必要であると考えており、来年度初めて村にお越しになる方の視点に立った案内看板の設置や、西楽寺横を含め村の入り口の整備を行ってまいります。

3点目の千早赤阪村消防分所付近の整備につきましては、以前より議員から御指摘をいただいているところでございます。私も、田中議員と一緒に現地に行ったときの感想といたしまして、道路の結節点であるにもかかわらず、やや殺風景、かつ空き地の真ん中に防災倉庫があるなど、土地利用の観点からも非効率であるというふうに感じました。そのため、今回議員から御提案をいただいたポケットパーク構想につきましても、観光客やサイクリングをされる方の憩いの場、休息所として次年度に整備できるよう検討してまいります。

現在、村では楠木正成、正行をテーマに河内長野市を初め関係6市町村において、文化庁の日本遺産認定に向けて協議をしておるところでございます。仮に、認定されれば一定の事業補助も期待できますことから、今後ともこうした財源等も活用しながら、より多くの観光客が訪れる仕組みをつくり出したいというふうと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○井上議長 再質問お受けします。

○田中議員 ありがとうございます。

ただいまの答弁を聞きますと、村の中心部であります消防分所横の防災用土地利用の改善についても考えていただくとの答弁で、ありがたく思っております。

松本村長にお伺いをいたしますが、清井議員を初め村民有志による自然エネルギーを使った水力発電で電気を起こし、イルミネーション等に利用されております。村長の店の溝でも現在発電されておりますが、大人気であると聞いております。そこで、消防分所の横に水路が通っていますが、その水を利用して新設されるポケットパークに送り込み、街頭やイルミネーション等を飾ったらどうかと思っております。小さいことかもしれませんが、少しでも村が明るくなれば、小吹台入り口問題として解体業者等は来なかったかと思われませんが、松本村長のお考えをお伺いをいたします。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 自然エネルギーを利用する会・千早赤阪という会がございまして、これは例年クリスマスにイルミネーションを行っております。これは、千早の水車小屋の横でございまして、落差約5メートルほどの水を利用しまして、サイフォンを利用して発電しております、大体200ワット前後の電気が出るのかなと思っております。これが2つですから、400ワット前後ということで、LEDでございましてかなり明るくなるということで、とりあえずこれがことしのPRポスターでございまして、そういうことで行っております。それと、私どもの店の横でございまして、あそこは小さい水車でございまして、大体5メートルぐらいの、これも落差を利用しまして20ワット前後ということで、蛍光灯の小さい20ワットの電気が1つつくぐらいの電力が発電しておりますが、これもLEDでございまして、結構明るくなるということで、登山者の皆さんが時々珍しそうにござらんになっておいででございまして。

先ほど、分所の横ということで御指摘いただきましたが、少なくともあその場合、年中水も流れておりませんし、これは農業のシーズンしか流れておりませんし、なかなか5メートル、10メートルの落差がとりづらいということで、多分あその水で発電するのは、とりあえず今の状況では不可能かなと。多分、水量が多くなればまたできると思いますが、今の水量ではとても無理かなと思っておりますが、もちろんその辺は何か普通の電気を使ってでも考えればできるかなということを今思いつきまして、もしも可能かどうか。これは検討して、可能になれば近々光をつけたいなど、そういうふうに思っております。

何はともあれ、私どもの村は、田中議員の説明もありましたとおり、なかなか案内板が不足ということでございまして、最近、去年千早でそば屋さんが1軒オープンしていただきましたし、また私どもの店の横にカフェをこの間開いていただきました。

そういうことで、皆さんが少しずつやる気が出てきたような感じがいたしますので、これもあくまでも行政がやれと言うんやなしに、いわゆる民間の方がやるんやということで、いわゆる危険をとってやっていただかないと何もできないと思っております。特に、私ども

の村の場合、皆さんリスクをとるのが非常に嫌いでございまして、何でも役所でやれ、やれとおっしゃいますけども、やっぱりビジネス、事業というのはリスクをとってやらないと絶対に成功しないと、私はそういうふうに思っておりますので、これからもぜひ、私どもこの村の住民の皆さんにも自分でリスクをとって、いわゆる事業をやっていただく方には、可能な限りバックアップしたいと、そういうふうに考えておりますので、ぜひその辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○井上議長 質問をお受けします。

田中議員。

○田中議員 今度は、副村長にちょっとお聞ひいたします。

この村は、何で今後生き延びていくかということをおは考へておるんです。というのは、例へば千早赤阪村は、歴史とか文化とか自然、そういうのがいろいろ、山もあります。そういうことをあるのですが、今考へますと、何か幅広く何でも屋というような私印象を持つわけです。だから今度、今新しい目で、この千早赤阪村は歴史で徹底的に戦つていこうかとか、来村していただくかとか、そういう考へというんか、何かばらばらじゃなくして、1つある程度絞つて考へていったほうが得策かなと思ひます。だから、その点、副村長の新しい目でどう考へておられるのか、ちょっとお願ひいたします。

○井上議長 清水副村長。

○清水副村長 今議員から御指摘いただいた歴史とか文化とか自然という、確かにいろいろあると思ひます。絞るのかどうなのかというのは、それは人それぞれだというふうに思ひておひまして、私は絞るというよりも、そういうもんがあるんなら三位一体でうまく活用していくと。歴史も文化も自然も含めて非常に貴重な観光資源ですから、それをいかにうまく活用するか、あるいは村としての強み、これをどういうふうに伸ばしていくかということをおまず考へていくべきかなと思ひておひます。そのときに、やっぱり一番大事になるのは、午前中の答弁でも申し上げましたが、行政が中心になるんじゃないかと、やっぱりそれは地域の住民の力というものが一番大きいだらうかと。それが、住民力であったり自治力であったりということだと思ひます。ですから、そういったものを住民の方がいろいろ汗をかいて、それを地域の活性化あるいは村の発展につなげていただくと。行政は、それを側面からしっかりサポートするというこゝで、村の今後の発展、そういったものが望めるんじゃないかなというふうに考へておひます。

○井上議長 要望をお受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。

要望いたします。

清水副村長は、本年新しくこの村へ来ていただきました。一生懸命に仕事をなされていることは、誰もが認めるところであります。そして、前にも述べましたように、新しい目でこの村を見ていただいていると私は思っております。

私を初め、ほかの人もどっぷりとこの自然につかっていると云っても過言ではありません。副村長のその新鮮な眼で見たことを、頭に浮かんでいる改善策があれば、担当部長の方ともよく話し合ってくださいまして、自然豊かな明るい村を一日でも早くつくっていただくよう、また先ほどから申し上げますように、おもてなしという心を前面に出して、要望して2点目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○井上議長 質問事項3番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 避難行動要支援者対策について御答弁申し上げます。

まず、1点目の避難行動要支援者支援プランについてでございますが、本プランは災害発生時において、避難行動要支援者に対して実効性のある支援を適切かつ円滑に行えるよう策定したものでございます。

避難支援は、自助、地域の共助を基本とし、要配慮者への避難支援体制や情報伝達体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心を強化することを目的としております。具体的には、要介護高齢者や障害児等の避難行動要支援者の把握、名簿の作成、消防、警察機関などの避難支援者関係への名簿情報の提供、災害発生時に避難行動要支援者名簿の活用による避難支援や安否確認の実施などについて、基本的な考え方や進め方を明らかにしたものでございます。

2点目の避難行動要支援者名簿の作成状況についてでございますが、健康福祉課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し避難行動要支援者の名簿を作成しており、今後は名簿対象者から名簿情報の提供について同意を得ていきたいと考えております。

3点目の今後の取り組みについてでございますが、名簿情報の提供について同意を得た名簿情報につきましては、早期に消防機関や民生委員など、避難支援の関係者に提供し、避難行動支援者に対しまして実効性のある避難支援を行えるよう整備を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○井上議長 再質問、お受けします。

田中議員。



○田中議員 ありがとうございます。

避難行動要支援者支援プランについては、災害発生時において避難行動要支援者に対して適切かつ円滑に行わなければなりません。そのためには、災害時、混乱しているときに誰が指示を出して、誰が行動をするのか、その点お伺いをいたします。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 避難行動要支援者名簿情報の提供について同意をいただきました方につきましては、地域の特性や実情を踏まえまして、避難支援関係者と要支援者が打ち合わせを行い、個々に対応する支援の方法、また支援に関する必要事項を明示しました個別計画を策定いたします。その計画に基づきまして、あらかじめ役割分担を決めておりますので、災害が発生した場合には誰が指示するというのではなく、自発的に避難支援を行っていただくこととなります。

以上、答弁といたします。

○井上議長 質問をお受けします。

田中議員。

○井上議長 ありがとうございます。

要望いたします。

先日には、小吹台両自治会主催による大規模な災害訓練がありました。かなりの方が参加していただき、救命訓練や煙道体験や消火器による消火機器訓練等がありました。

ただいま御説明がありました要領にて災害発生時の取り組みとして、主なる手順を考えていたら、いざというときと災害訓練には非常に役に立つものと思っております。どうか、担当者の方は大変でありましようけど、よろしく願いをしておきます。

これにて私の質問全て終わります。ありがとうございます。

○井上議長 第4番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形研介です。議長通告に基づき、次の2点について質問をいたします。

まず1点目は、有害鳥獣対策の現状は。

近年、野生鳥獣による農作物被害は深刻な状況になっており、本村においてもイノシシやアライグマによる被害が出ている状況です。村では、これまで有害鳥獣対策については一定の対策を講じられているところではありますが、今年は農家の方々から例年以上にイノシシによる被害が出るとの声を多く聞きます。現在の、村における有害鳥獣対策の現状とその実績や効果についてお伺いいたします。

2点目は、小吹台入り口沿いの自動車解体施設工事の現状についてであります。

小吹台地区住民にとって、小吹台入り口の自動車解体施設建設というかつてない大きな問題が発生いたしました。今回の工事に関しては、住民説明会において小吹台両自治会の総意として反対を明言されたところでもあります。以降、両自治会では小吹台誘致対策委員会を設立し、工事反対の署名活動を行われ、大阪府知事、大阪府議会議長、富田林市、河内長野市に対し自動車解体施設建設の反対の陳情書を提出されました。それぞれ5,000名を超える反対署名を集めたということです。でも、今回の工事に対し、いかに小吹台住民を初め多くの方々が自動車解体業の進出に反対であることが、数字の上でも明確になったと思います。

そのような中、今後も着々と工事が進められ、先日新聞報道でダラジーニ社長が不法就労容疑で逮捕されたということもあり、住民の不安は増すばかりであります。このような住民の不安を払拭するためにも、我々議員はもちろんのこと、村長は住民の声に寄り添っていくべきだと思います。そこで、住民、行政、我々議員がともに反対の立場で取り組むことを必要だと考えますが、村はどのように考えているかお伺いします。

以上、2点について担当課、村長の答弁を求めます。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、森田観光・産業振興課長。

○森田観光・産業振興課長 有害鳥獣対策の現状について御答弁を申し上げます。

本村の有害鳥獣対策につきましては、千早赤阪村鳥獣被害防止計画に基づき事業実施をしているところでございます。具体的には、村猟友会へのイノシシ捕獲の委託事業や電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置補助事業、アライグマ捕獲おりの無料貸出事業を実施しており、平成27年度からは電気柵等の設置補助金を増額し、農作物の被害防止に努めているところでございます。

過去3年間平均の事業実績では、電気柵等の申請、設置件数が年間約40件、有害鳥獣の年間捕獲数は、アライグマが約20頭、イノシシが約110頭捕獲されており、一定の効果は出ていると判断をしております。

以上、答弁といたします。

○井上議長 再質問をお受けします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございました。

私も、年明けますと2年目になるんですけども、農業委員を務めさせていただいております。今議会においても関連法案が可決されましたが、鳥獣被害は高齢化が進む本村にとっては営農意欲の減退から耕作放棄地の拡大につながることも懸念されております。農業委員会等に関する法律の改正で、遊休農地の発生防止・解消など、農地等の利用の最適化

の推進に関する事務が法律で農業委員会に位置づけられています。村として、一定の有害鳥獣対策は実施されて効果が出ておりますが、法改正の趣旨も踏まえ、農業委員会ともども遊農地の発生防止、解消に向け、さらなる有害鳥獣対策事業の拡大が必要でないかと考えます。今後、有害鳥獣対策の考えとあわせて、農地等の利用の最適化の推進に向けた取り組みについてお伺いいたします。

○井上議長 森田課長。

○森田観光・産業振興課長 担当課のほうにも、ことしの有害鳥獣による農作物被害が多いことにつきましては、農業者の方々や地域の方々から多く御連絡をいただいております。現状では、有害鳥獣対策に特効薬がないという中でございますけれども、地域、地区でのイノシシの捕獲をする組織をつくろうという動きもあるということもお聞きをいたしております。関係者の御意見や他の先進事例等を参考に、農業者等がみずから農作物を守ることを基本に、村としてサポートできることを検討していきたいと考えております。

また、高齢化が進展する本村の現状を踏まえ、青年就農など新規就農者へのサポートを強化して、新たな担い手育成に取り組むとともに、既存事業であります農道舗装、水路整備補助事業の活用につきまして、しっかり周知をいたしまして強化していきたいと考えております。また、営農意欲の維持に向けて、既存の事業の見直しも踏まえて検討していきたいと考えております。

さらに、農業委員会と連携をいたしまして、農地中間管理機構や、10月に農業委員会が独自に設置されました農地バンクの制度につきまして、しっかりとこの活用推進に向けて周知に努めてまいりたいと思っております。

農地等の利用の最適化の推進に向け、農業委員会ともども本村の自治体に即した施策を推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井上議長 質問をお受けします。

山形議員。

○山形議員 農業委員を務めさせていただいてる中で、私も農業者ではないのでなかなか難しいんですけども、今の御答弁がありますように、来年から法律も改正されて動き出すことになる。村の農業として大きな期待を寄せてる一人であるんですけども、ここで、私なりにちょっと質問じゃなくして要望をさせていただいておきます。

高齢化が進む本村では、棚田などの大型機械が使えない放棄地は、特に遊林農地の拡大が懸念されると思います。鳥獣死骸は耕作放棄や離農にもつながるんじゃないかと危惧し

ているところであります。

有害鳥獣対策は、農家や地区の皆様方の意見を真摯に受けとめ、できる限りサポートしたいとお願いしたいと思っております。村では、先ほども答弁ありましたが、地域おこし協力隊員の募集をされました。数名の募集があったと聞き及んでおります。そこで、若い世代の新たな担い手を育て、新規就農につなげる施策とともに、農業、林業、地域振興を目的とし、新しくできる、気楽に話題やアイデアを話し合える集まりの場を設けていただくよう要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 小吹台入り口沿いの自動車解体施設工事の現状について御答弁申し上げます。

去る9月18日に開催しました住民説明会では、約430名の参加をいただき、地域住民の関心の高さを改めて認識するとともに、両自治会からは工事及び事業実施に小吹台住民の総意として反対を明言されましたことや、また、ただいま御指摘いただいた5,000名を超える反対署名に対し、村長初め職員一同真摯に受けとめ、本案件に対し取り組んできたところでございます。

不法就労助長容疑で社長逮捕という一報を受け、村は11月28日月曜日に現場確認を行い、作業員に確認したところ、社長逮捕により数日作業が停止するため、重機の回送に来たとのことで、作業の停止期間や今後の事業実施予定については不明でございました。

今後も、大阪府が実施する現場確認に同行するなど、富田林市とも連携し情報収集に努めるとともに、両自治会や小吹台住民の皆様方の問い合わせに対しては、可能な限り情報提供を行ってまいります。

次に、本案件に対する村の考えとの質問でございますが、現在行われている工事については、主導権を持つ大阪府の建築安全課に確認したところ、宅地造成等規制法に抵触していない旨確認しております。また、自動車リサイクル法に基づく解体業の許可申請についてもいまだ提出されておらず、大阪府の産業廃棄物指導課には、許可申請の提出があれば、速やかに情報提供していただくようお願いしているところでございます。

村としましては、法律に基づく権限は有しないものの、住民の声に耳を傾けながら、日々当該地における違法行為がないかなどを府と協力し、業務に当たっておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○井上議長 再質問、お受けします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

この問題は、9月から始まりまして、住民課、担当課の努力があつてここまで来たということは、地区住民の一人として心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

この問題は、小吹台地区住民にとって時間がかかると認識しているところでございますが、私も住民の一人として頑張っていく覚悟でございます。そこで、3つについて伺いたします。

1つ目は、ただいま課長から答弁いただきましたが、住民が村に望んでいることは、先ほど言いましたように、住民と村と我々議員がともに反対の立場で本案件について取り組むこと。そこで、住民が強く望んでおられます。再度、村長に答弁を求めます。

2つ目は、9月に実施された住民説明会ですが、自治会の役員さん初め村の職員さんの御協力により実施させていただいたのにもかかわらず、皆さんも御承知のとおり、あのような形になってしまいました。住民側にも私にも反省する点があると思っております。しかし、事業の許可権限や宅地造成法による指導を行う立場である大阪府の出席がありませんでした。さらに、事業の実施場所である富田林市も出席されておませんでした。そこで、2度目の住民説明会を予定しているのかお聞かせください。また、実施されるのであれば、大阪府と富田林の関係課は出席可能なのか、その辺についても御答弁いただきたい。

3つ目、先ほど答弁で、事業者が解体業の許可申請をまだ提出されていないとのことでしたが、申請書が提出されれば、大阪府がこの申請を受理されるかお伺いしたい。なぜ、こういうことを聞くと申しますと、自治会から大阪府知事初め、大阪府議会議長、千早赤阪村村長、富田林市長、河内長野市宛てに陳情書であるとか要望書を提出していただいておりますので、この5,000名の署名に対し、大阪府はどのように受けとめられているか、今村でわかる範囲で結構ですから、答弁を求めます。3点、よろしく願いいたします。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 先ほど、住民課長も答弁いたしました。私は日ごろから職員に対し、常に住民目線で業務に当たり、何事にもスピーディーに対応するように指示してまいりました。本案件につきましても同様、自治会や小吹台住民の皆様の声に寄り添いながら、大阪府、富田林市等の関係機関と連携し迅速に対応するよう、副村長初め関係職員全員に指示をいたしております。また、私も9月1日、富田林市長と河内長野市長に直接面談し、速やかな情報提供と協働して対応する旨の要望をいたしてきたところでございます。

しかしながら、本案件につきましては、各種法令に抵触しておらず、行政は法律に基づ

き業務を行わざるを得ないため、小吹台住民の皆様への御期待に沿えないところもごさいますが、5,000名の署名を厳粛に受けとめ、大阪府等とも連携しながら、努力は惜しまず、本案件に精いっぱい対応してまいりますので、議員を初め小吹台住民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。

2点目の住民説明会の件でございますが、1度目の説明会直後の9月21日に、私から本事業の許認可権限のある大阪府の住宅まちづくり部長、環境農林水産部長に、次回住民説明会への職員の出席要請を行い承諾いただいたところでございます。また、富田林市へは9月29日に清水副村長が富田林市の副市長と面会し、同様の要請を行って了承を得たところでございます。しかし、前回行いました住民説明会では、事業者や村からの説明ができず、冒頭から混乱し、この点については大阪府や富田林市からも懸念する声が出ております。この経験を生かす意味でも、例えば両自治会の役員様や対策委員会の委員様が住民代表として御出席いただき実施するなど、早期開催に向け、両自治会を初め大阪府や富田林市とも十分協議、検討していきたいと考えております。

3点目につきましては、住民課長から答弁申し上げます。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 3点目について、私から答弁申し上げます。

まず、今回社長逮捕に伴いまして、大阪府に解体業の欠格要件を確認したところ、法人そのもの、役員及び本支店の代表者や契約締結権限のある使用人等が禁錮刑以上の刑、廃棄物処理法その他の生活環境保全法令等の違反による罰金刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過していないことなどの欠格要件があり、今回の事件で禁錮刑以上の刑が確定すれば、欠格要件に該当するとのことでした。小吹台自治会から提出されました5,000名もの反対署名と陳情書については、大阪府や富田林市も重く受けとめられていることと認識しております。しかし、自動車解体業の許可申請は、自動車リサイクル法に基づきまして審査、許可されるものでございます。いわゆる自由裁量の余地がない許可行為でございます。今後、工事が進み、事業者から申請書が提出されれば、欠格要件に該当しない限り、大阪府としては受理せざるを得ない状況であると聞いております。

今後も、大阪府には許可申請の提出があれば速やかに情報提供していただくとともに、厳正に審査をしていただくよう要望しております。

以上です。

○井上議長 質問をお受けします。

山形議員。

○山形議員 この案件について最終質問になるんですけども、村長の答弁を求めます。

今回の事案については、事業の設置、実施場所が富田林市で、許可権限等は大阪府にあります。事業者の進出により被害を受けるのは小吹台住民であります。そこで、今後このような事業者が進出した場合、村として指導や勧告ができるような条件を制定することが必要であると考えます。

村長の答弁、よろしく願いいたします。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 御要望いただきました条例制定につきましては、美化や環境に関する幅広い条例の選定に向けた検討費を来年度予算で計上する予定でございます。なお、こうした規制条例を制定するに当たっては、一つ、法令との関係でどこまで条例で上乘せあるいは横出しして規制できるのか、二点目、規制の対象としてどういった分野の事業を想定するのか、三つ目、村の行政区域外について規制をかけることが法令上許されるのか、このような課題を整理する必要があります。そのために、まずは法律や環境の専門家の方にも御意見をいただきながら、そうした課題を整理した上で、住民の皆様方にも参画いただき、より千早赤阪村になじむ条例を制定したいと考えておりますので、改めて議会の御支援、住民の皆様方の協力をお願い申し上げます。

○井上議長 要望をお受けします。

○山形議員 ありがとうございます。

今の御答弁いただきましたように、課題が多いということはようわかるんですが、村においてこの美化条例、それから環境条例を制定していただくよう要望するとともに、常に住民の目線に立って対応していただくことを要望して、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○井上議長 5番目の質問者、関口議員。

○関口議員 日本共産党、関口ほづみです。通告に基づき、2点について質問いたします。

まず初めに、学校給食に村の農産物の利用促進を求めて質問いたします。

村の学校給食は、平成5年大阪府下で最後に実施され、調理は民間委託となりましたが、当時の関係者、栄養士さんの努力下、府下でも珍しいアレルギー対応やセラミックの食器の採用など、子どもたちに喜ばれる給食が実施され、10年以上が経過した現在もそのことが引き継がれております。平成25年4月からは、中学校、幼稚園でも実施され、今では子どもたちの成長に欠かせない役割を果たしております。最近では、食育基本法に基づき、食を通して人間として生きる力を身につけることや、村の伝統食なども取り入れ

たり、年に1度の弁当給食、バイキング給食など、村の学校給食は府下でもすぐれた内容で実施されていると私は思っております。

そこで、食の安全、食材の調達など、生産者との結びつきを食育の一つとしてさらに努力していただくことを求めて、1つ、現在の村産物の利用状況、2つ、今後村産物を拡大する計画、3つ目に、村のお米を利用することについて伺います。

次に、公共交通の今後の計画について伺います。

公共交通の実証運行が、昨年9月から10月と、ことしの8月から11月の2回実施されました。今月16日を期限に、新公共交通システム実証運行に関するアンケート調査が実施されたところでございます。高齢化が進む中で、公共交通は交通空白地域や移動手段のない人々にとっては欠かすことができず、自治体の重要課題の一つとなっております。

昨年の実証運行は、小吹や中津原地域など、公共交通の空白地域にも運行されておりました。しかし、ことしの運行はそうした地域には乗り入れがなく、デマンド方式による運行が行われるなど、多様な取り組みとして実施されました。今回行われたアンケートは、2回の実証運行の検証と今後の公共交通のあり方を検討する資料として活用するとしております。今後、本格実施を計画するに当たり、アンケートを参考にされることとなりますが、村としては公共交通を今後実施されるのか伺います。そして、全く公共交通が運行されていない空白地域については何らかの方法で運行することを望みますが、村の方針を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、北浦教育課長。

○北浦教育課長 御答弁申し上げます。

平成27年度の学校給食に使用した野菜、果物の村内産の占める割合は、重量で14.5%、金額では9.1%で、最近5年間は重量で15から20%、金額では10%前後で推移しています。学校給食の食材については、学校給食費から賄っており、価格のほか安定した供給が可能かなどにより、購入先を決定しています。

現在、村内産の農産物で学校給食の食材として利用できるものは、可能な限り購入しており、今以上に拡大することは難しい状況です。給食における米飯については、現在、米は大阪府学校給食会から購入しています。これは、放射性物質、重金属、残留農薬などの安全検査済みで、安定的な供給がされ、学校給食用価格で購入できるメリットがあるからです。村内産の米を利用するには、食材料費が割高になることや、同一の品種で村の学校給食の年間使用料である約3,000キログラムを供給できるかなどの課題があります。しかし、児童・生徒への食育啓発や村の農業振興という観点から、生産者のほうで安全検



査や安定供給の体制が整えられるならば、村内産の米を利用することも検討したいと考えております。

以上でございます。

○井上議長 再質問、お受けします。

関口議員。

○関口議員 野菜とかの供給については、数量を賄うのが困難なためということ、それでも村産の白菜とかジャガイモとかキュウリ、タマネギやサツマイモ、エンドウやミカンなど、利用されているということでは、村の農産物を利用していただいているということで理解をしております。

学校給食会が出しております産地の書いたのがありましたので、それを見ますと、意外に多いのが河南町から村の不足分を河南町、また大阪府下から供給しているということもよくわかりました。これは、引き続き、できるだけ村産物を多く利用していただくということで努力していただきたいと思います。

それで、先ほどお米についてですけれども、値段が非常に高いから難しいけれども、全く利用できないわけではないというような答弁をいただきました。現在、学校給食会から購入しているお米は、幾らで購入されているのかお尋ねします。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 27年度ですけれども、精米単価でキロ当たり約280円、これが学校給食会からの購入価格です。村内産ですと、これより約2割ほど高くなるということになっております。

以上です。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 キロ当たり、学校給食会では280円、そして村産でしたらこれに2割ほど高くなるということでしたけれども、実際、高齢化が進む中でお米の作業がもうできないから、若い青年就農者をお願いしてつくってもらっているところがたくさんあります。私たちも、そうしたことで米づくりをしてるわけですけれども、こうした人に聞きますと、私たちがやってるのは別にしまして、非常に村のお米を安く分けてはるんですね。販売してるという形をとっておられるのかどうかはわかりませんが、そうした人たちがもっと村のお米を村の人が食べてほしいという意欲を持っておられるそうです。私たちも同様だと思います。そういうことでもありますので、ずっと村のお米を使えというわけではありませんけれども、府下の米どころである村のお米こそ、子どもたちに少しでも食べていただけるように努力が必要ではないかと思えます。そうしたことについて、何かか

も村がやるというのは、いろんな分野ですけれども、そういう方向ではなくなっはきておりますけれども、例えば生産者に何ぼで分けてもらえるんかとか、村の子どもたちにちょっとだけでも味あわしたいんやけれどもどうしたらいいかとか、ということをしてもらえないのか。その辺お尋ねします。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 先ほどの答弁で申しましたように、我々も村の米が全然だめとかということじゃなしに、食育とかそういうことではメリットがあると考えております。ただ、安定した供給であるとか、一番大きいのは安全なものを食べていただかないかんということで、放射性物質とか重金属の検査とか、これは学校給食会を通じますと、全てそういうことがクリアになったもので来るということで、安心していただけるということですので、そこら辺の体制が生産者のほうでつくっていただければ、そういうことを学校給食で利用させていただくことも可能だというふうに考えております。

○井上議長 要望をお聞きします。

○関口議員 毎回の給食に利用してとは私も思いませし、村の私たちも村のお米を食べて、市販で買うお米とは全然違うという自覚もありますし、子どもたちにもそうした舌で味わってほしいということで、放射性の検出なんかはそれを村で買うとなれば高くなるかもわかりませけれども、検査の方法もあると思いますので、ぜひそこを子どもたちに学校給食で村のお米を採用をぜひしていただきたいと思います。学校給食については、来年の1月から学校給食費への補助も実施され、大阪府下で一番高かった給食費が府下平均になりますこと、また野菜が高騰する中で、献立などに苦勞しながら現状の給食を維持していただいているということには、非常に感謝をいたします。その上で、先ほども申し上げましたように、米づくりの後継者が少なくなる中でも、米づくりを維持するために頑張っているそういう若い農業就農者も出てきておりますので、そうした農家に働きかけて、放射性物質の検出などもやることができるのか、ルートが開けるように、ぜひ教育委員会として努力していただきますことを要望しておきます。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、高橋理事。

○高橋理事兼地域戦略室長 公共交通の今後の計画について御答弁申し上げます。

平成27年度の9月、10月の2カ月間、公共交通空白地を含め定路線方式により運行し、延べ328名の御利用がありました。また、本年の8月から11月までの4カ月間では、役場使用施設を往復する定路線方式と、公共交通空白地に停留所を設置し、くすのきホール等を結ぶ事前予約型のデマンド方式の2方式により実証運行を実施しました。本年度の実証運行の速報値となりますが、4カ月間で定路線方式1,634人、デマンド方式

540人の御利用と、前回に比べ多くの御利用をいただきました。

今後の予定ですが、現在実施しておりますアンケート調査結果と今回の利用実績を合わせて整理、分析を行うこととしております。そして、これらの情報をもとに今年度末から来年度にかけ、村公共交通協議会において今後の計画や公共交通空白地を含め運行ルート、運行方式について検討を進めてまいるとともに、必要に応じ陸運局との調整などを行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問をお受けします。

関口議員。

○関口議員 今回、4カ月間実施されたということ、それから公共施設、役場とかB&Gそれからくすのきホールなどにも利用できるということで、利用者も定路、デマンド含めて2,000人を超える方が利用されております。定路に比べて、デマンドが3分の1ほどの実施状況ですけれども、まだまだアンケートの整理はやられておりませんが、デマンドが3分の1というのはどういうふうに判断しておられますか。まずお尋ねいたします。

○井上議長 高橋理事。

○高橋理事兼地域戦略室長 デマンドが3分の1でどうだったかという御質問に対しましては、やはり我々の想定よりは大分少なかったと考えております。私どもの想定よりは大分少なかったと考えております。

まず、デマンド方式の今回の実績について、もう少々詳しく申し上げます。

乗車時に御利用いただきました利用者、乗降調査を集計しましたところ、8月から11月の4カ月間、82日で乗車数が先ほど申しました540名、1日当たり6.6人となります。月別の乗車数は、8月が167人、9月が115人、10月が136人、11月が122人となっております。乗車数540名の場合の乗降者数合計1,080人に対して、乗降が最も多かった停留所はいきいきサロンくすのきの270人で、全体の25%、2番目はいきいきサロンやまゆりで、215人で全体の20%、3番目は福助食道前の166人で全体の15%、4番目は千早憩いの家の126人で全体の12%となっております。

反対に、水分神社臨時駐車場前、グロワール前、吉年老人憩いの家、中津原老人憩いの家、浄照寺、中津橋、千早銘木前、小吹老人憩いの家、西恩寺、小吹地蔵さんの停留所での乗降数はゼロとなっております。

御利用いただいた方のお住まいの多くは千早地区が最も多く、168名で全体の3

1%、2番目は小吹台、小吹北を合わせた125名で23%、3番目は森屋で62人で全体の11%、4番目は桐山の60人で、同じく全体の11%となっております。

また、御利用いただいた方の年齢層ですが、65歳から74歳の方が201人で全体の37%、ついで75歳以上の方が152名で全体の28%、64歳以下の方が108名で20%、小・中学生が78名で全体の14%、小学生、小学生未満がゼロで、不明が1となっております。

概要については以上です。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 デマンドにしろ定路にしろ、住民にとりましては何らかの形で交通の手段を確保してほしいということでもありますので、今後そうした、今たくさん小学生も利用してる、それから高齢者も利用してるということでは、村の全体の人が利用できるということで、これが一つ実証されたかと思えます。

私は、去年は100円で有料でありましたけれども、今回は無料でした。だけど、若干のお金を取ってでも何らかの方向で走らせてほしいという声も聞いておりますし、デマンド方式でもあそこまで停留所まで行くんやったらもうええわとか、そういういろんな意見を聞いておりますけれども、全てが網羅できるかということ、そこまではいかないと思えますけれども、今後ぜひそうしたことも含めて検討していただきたいと思えます。

また戻りますが、去年のタクシーを2台連ねたというのは、物すごく異様な感じがして乗りづらいというのもありました。それから、先ほど第1回の答弁で陸運局とも協議しながらということは、アンケートにもありましたけれども、有料やったらどれぐらい取られるかと、このことも意識しての陸運局との協議ということになっておりますけれども、要は来年度以降も何らかの形で公共交通を走らせてくれるのかどうかというのが、私たちの疑問というか、走らせてほしいというのもあるんです。そここのところ、村は走らせるということで受け取っていいのかどうか、再度御答弁をお願いいたします。

○井上議長 高橋理事。

○高橋理事兼地域戦略室長 昨年、今年度と多額のお金を使わせてもらって実証実験を行ったわけですから、今回の貴重な実証実験をきちんと分析し、真に村として取り組むべき対象者はどういう人なのかという観点もきちんと見きわめながら、検討を進めてまいりたいと。

以上、現段階では言いようがございません。

○井上議長 要望をお聞きします。

関口議員。

○関口議員 今の答弁では、いろんな条件があっても走らせるんやという、そのところは御答弁いただけなかったんですけども、どういう受け取り方になるかはわかりませんが、私たちが住民としましては、今は車を運転してるけれども、役場、くすのきホールに行くときに公共交通がないと困るという思い、また子どもたちも利用してるということで、村としては何らかの方法で実施するというをお願いしまして、終わります。

○井上議長 6番目の質問者、徳丸議員。

○徳丸議員 3番、日本共産党の徳丸幸夫でございます。

就学援助制度の改善に向けてについて質問をさせていただきます。関係者の御答弁をお願い申し上げます。

日本国憲法第26条には、ひとしく教育を受ける権利を有する。義務教育はこれを無償とする。教育基本法第4条では、経済的理由によって就学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならない。学校教育法第19条は、経済的理由によって就学困難と認められる学童児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。また、これにかかわる国の援助に関する法律第1条では、国が必要な援助を与えることとして、義務教育の円滑な実施に資するということも明記されております。

以上述べたように、就学援助が法律で市町村が実施するとされており、対象は、生活保護基準に該当する要保護者と、市町村がそれぞれの基準で認定をする準要保護者に対して行われます。本村の就学援助数は、平成28年度で小学生33名、中学生11名、合計44名と聞いておりますが、これは児童・生徒の約13%、8人に1人となっております。第1に、村の就学援助数は何人か、この中には準要保護も入っているのかお聞かせください。

次に、認定要件についてお聞きします。

就学援助は、生活保護制度のように統一した認定要件が定められていないのが最大の特徴となっております。したがって、認定要件は市町村によってばらばらな状況です。基準を定めている市町村では、生活保護基準の1倍から1.5倍の間としているところが多いようです。本村の場合の認定要件は、具体的にどうなのかお聞きします。

次に、周知、申請方法についてお聞きします。

文科省の調査によりますと、毎年度の進級時に書類を配布あるいは入学時に書類を配布のいずれかを実施している市町村が75.4%、1,334で約4分の1の自治体では書類さえ配付されておられません。申請書の配布について後日希望者のみ配布している市町村が1,332であるのに、全児童・生徒、もしくは保護者に配布しているのは391自治体、全体の22.1%にとどまっています。市町村の中には、全家庭に申請者の提出をお

願いし、申請の有無を確認して申請漏れがないようにしているところもあります。本村の申請の周知、方法についてはどうなっているのかお聞きします。

次に、給付内容についてお聞きします。

国は、就学援助の給付額を定めておりませんが、多くの自治体は国が市町村へ国庫補助をする項目や金額を算定する際の基準を参考にして決めております。就学援助を認定しても、収入に応じて差を設けたりしている市町村もあります。2010年度から補助費用に追加されたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が新たな給付対象になりました。本村の場合、給付内容はどうなっているのかお聞きします。

次に、給付時期についてお聞きします。

ことし5月24日の文部科学委員会で、田村智子参議院議員が就学援助の支給額の引き上げとともに、入学準備金を2月から3月に支給するよう改善を求めました。文科省は、児童・生徒が必要とする時期に支給されるよう市町村に働きかけると約束をしていましたが、本村の場合、支給時期はいつになっているのかお聞きします。

最後に、支給額についてお聞きします。

支給額については、給食費、クラブ活動費、児童・生徒会費、PTA会費は対象になっておりません。これらは、今後検討としておりますが、支給の対象にすべきではないかと思いますが、考えをお聞きいたします。

以上、よろしく御答弁をお願いします。

○井上議長 質問事項の答弁者、北浦教育課長。

○北浦教育課長 御答弁申し上げます。

本村の就学援助の状況は、平成28年度においては児童・生徒324人のうち44人が受給しています。

認定要件は、生活保護法に規定する要保護者や要保護者に準ずる程度に困窮し、一定の要件を満たす保護者のほか、世帯員全員の前年の所得額が特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準に従い算出した生活扶助基準の額、教育扶助基準及び住宅扶助基準の額を年額に換算し、1.25を乗じた額以下の世帯の保護者などです。

周知につきましては、1学期の初めに各学校を通じて全員に案内文書を配付し、申請は学校を通じて、または教育委員会事務局へ直接申請書を提出していただいております。

給付内容は、学用品費、通学用品費、校外学習費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費の一定額を、通学費、医療費、学校給食費については全額を支給しています。

給付時期につきましては、3回に分けて各学期の終わりに支給しています。1人当たりの給付額は、学年や校外学習の状況などにより異なり、小学生は年額約6万円から9万

円、中学生は約9万円から20万円で、平成27年度の給付総額は小学生173万3,821円、中学生145万5,627円となっています。

以上でございます。

○井上議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 申請書の配布についてですけれども、学校を通じてということですが、全部の児童・生徒を通じて、全生徒に配布しないのかどうか。保護者に届くようにすべきではないかと思うんですが、これがまず1点。それから、給付内容ですけれども、クラブ活動とか生徒会費、PTA会費が新たな対象になりましたけれども、本村の場合は、これらについては給付内容になってるんかどうかお聞きします。

それから次に、給付の時期ですけれども、大体1学期の終わりごろにされるというところもありますが、本来であれば2月、3月ごろに、要するに入学準備として給付されるのが普通だと思うんですが、そうなってるんかどうか、改めて確認をさせていただきたいと思います。この全3点についてお願いします。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 まず、申請書の配布ですが、これにつきましては全員の児童・生徒に配布しております。それから、給付につきましては先ほど申しましたとおりで、PTA会費やクラブ活動費については、現在は給付の対象とはしておりません。それから支給の時期ですけれども、認定要件の確認が前年所得の確定する6月になります。したがって、その後でないとどうしても給付できないということで、1学期分がその後になってくると。またさらに、修学旅行ですとか校外学習の分につきましては、参加状況でありますとか費用が幾らかかったかという確認をしてからになりますので、どうしてもその各学期の終わりになるということで御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 給付時期については、遅くなればそれだけ保護者の負担が立てかえ払いにせなあかんわけですよ。ですから、当然2月あるいは3月ごろの新入生入学前に支給するのが普通だと思うんですが、それはできないのかどうか、一遍ぜひ検討していただきたいと。まずこの点についてお聞かせいただきたいと。

それから次に、この際教育長にちょっとお聞きしたいんですが、冒頭の質問で申し上げましたように、義務教育はこれを無償とすると憲法に書いております。にもかかわらず、保護者は給食費を初め多額の負担、就学援助を支給されてる子ども以外全部負担はし

てるわけですが、全国的には給食費を無償にする市町村がふえつつあります。昨日付の朝日新聞一面には、全国で給食費を無償化してる自治体は55市町村あり、さらにふえると報道されておりますが、給食費を無償にしても憲法違反にはなりませんし、むしろ憲法を守ることにもつながると思うんですけども、憲法を守るということは、要は地方自治体にかかわる公務員としての当然のことだと思います。学校給食の保護者負担は約2,300万円です。2,300万円あれば、給食は無償にできます。今後は、児童・生徒の数もふえる傾向にありますが、予算的にも無償にできる可能性があります。

以上の点について、教育長の見解をお聞かせいただきたいと思います。この2点をお願いします。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 確かに、義務教育下において授業料等は無償ということになってますけども、その児童・生徒が学校に通学するに当たっての全ての生活の費用を無償にするということと、ちょっと意味が違うと思うんです。ただ、給食費の無償云々の話ですけども、確かに給食費を無償にするということは、今後も自治体としてはふえてくるかもわかりません。ただ、一旦全く無料化にしてしまいますと、もし今度村の財政が苦しくなって、やはり負担を願わなきゃいけないというときには、かなり保護者にとっては、状況の変化ということがあるんじゃないかと思うんですね。だから、今回1月から給食費は下がりますけども、先ほど関口議員は今まで一番高かった給食費が大阪府下の平均になるとおっしゃいましたけども、平均じゃなくて一番最低になるわけです、さっきちょっとそうおっしゃったんで。それだけ努力してやってるわけで、それを一気に無償にしてしまったら、今度はちょっと苦しい状況が出てきた場合は余計その負担に感じることになるんじゃないかと思います。だから、減額はいいけども完全な無償化というのは、今のところ教育委員会としては考えておりません。

それからもう一つ、これはちょっと余談になって申しわけないんですけども、1月から村の補助を大幅にふやして、大阪府で一番安い給食費を実現するというのを、もう文書で各児童・生徒に全て伝えました。ところが、どういうわけか1件だけ、その制度をうちは要りませんというおうちがあります。それは、どういう理由かは聞いてませんが、うちは正規の今までどおりの給食費を払っていきますというおうちもあるんです。その辺、まだ詳しいことは僕聞いてません。きょう初めてそれを聞いたところで。だから、一概に安くしたからもう全部、もろ手を挙げて喜んでおられるということじゃないのかなと、僕はそう期待してたんですけども、そういう家もあって、今後ちょっとまだ調査してみなきゃはっきりしたことは言えないんですけども。



ですから、先ほど何度も申してますように、今のところ給食費の無償化ということは教育委員会としては考えておりません。よろしく御了承いただきたいと思います。

○井上議長 要望をお受けします。

○徳丸議員 先ほど質問の中で、要するに2月、3月ごろに給付すべきという質問をしたんですけど、その回答がありませんので、あわせてお願いします。

○井上議長 答弁漏れ。

北浦課長。

○北浦教育課長 入学前にということでございますけれども、例えば28年度でしたら44人の中にさせていただいてるんですけども、どうしても申請されても要件に満たないからということでお答えはさせていただいてるような箇所もございます。

ということもありまして、先に給付させていただきますと、後で要件審査をさせていただきますと、要件に該当しませんということで、また返還していただくようなことが生じることあるかと思っておりますので、そういうことがかえって迷惑をかけて負担が大きくなるというようなこともございますでしょうし、他のものも先に払っていただいたわけで給付させていただいてるということになりますので、同様のことで理解していただきたいと思っております。

以上でございます。

○井上議長 要望をお受けします。

○徳丸議員 御承知のように、学校給食の無償化については、大阪府下ではまだどこも実施をしておりません。実施のためには長の勇気と決断が必要だと思っております。滋賀県の長浜市では、市長の鶴の一声で決まったと、朝日新聞ではそう報道されております。無償化については、まさに長の決断が必要だと思っております。村の人口をふやし、子育てしやすい活気ある村にするためにも、学校給食の無償化を市内協議で検討するよう要望して、質問のほうを終わります。

以上です。

○井上議長 以上で本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで松本村長より挨拶がございます。

○松本村長 どうも皆さん、15日間の議会ありがとうございました。

ちょうど12月16日でございますが、金剛山がことし初めて樹氷をまといました。例年より1カ月も遅い樹氷で、多分エルニーニョ現象の影響かなと思っております。ことしは、非常に日本全体が気候不順な1年でございますして、熊本では地震がありましたし、北海道では前例のない台風が3つも上陸し、大きな被害をもたらしました。今の日本では、例年ど

んな自然災害が起こるかわかりません。幸い、私どもの村は何もなかったことを喜びたいと思います。

ただ、村では小吹台の入り口の富田林市域で自動車解体施設工事が始まりました。また、千早地区では河内長野市域でございますが、40年以上前に始まった食品残渣処理施設の悪臭が非常に問題となってまいりました。おくれませながら、近隣市や町と力を合わせ、自然環境を守る村独自の条例制定を行う必要性が大きくなりました。村は、自然が売りでございますのに、迷惑施設が境界近くに進出してまいります。村独自ではなく、南河内地域全体でいい自然を守る取り組みが大事であるということとともに、長期にわたって継続する必要があると思います。近隣市町は言うに及ばず、大阪府あるいは国とも連絡を密にとって、村の自然を守ります。

ことは、庁舎建設を再スタートいたしました。

まず、安くいい庁舎の建設に注力いたします。住民の皆さんに説明しながら、便利で利用しやすい庁舎にいたします。それとともに、今1つ村の売りでございます楠公さんを中心にいたしました観光開発にも注力したいと思います。村の歴史あるいは棚田、金剛山を村発展の3要素として進捗させたい。ただ、ものの見方はいろいろあります。私の考え方よりもいい要素があれば、ぜひ議員の皆さんの提案をお願いいたします。

村をよくするためには、どんなことでも、少しでも可能性あることを提案していただきたい。地方創生の時代を乗り切るには、私たち行政も努力いたしますが、議員の皆さんにも地方創生の荒波を乗り切るエンジンの一つになって我々を押し上げていただきたいと、そういうふうに思います。

もうすぐ新年を迎えます。来る平成29年が村にとっても皆さんにとってもいい年でありますよう祈念いたしまして、議会最終日の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○井上議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、平成28年第4回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後2時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長                    井 上   昭 司

議 員                    浅 野   利 夫

議 員                    清 井   浩